



- 同(神近市子君紹介)(第五六九三三号)
- 同(川崎寛治君紹介)(第五六九四四号)
- 同(川村維義君紹介)(第五六九五五号)
- 同外一件(河上民雄君紹介)(第五六九六六号)
- 同(河野正君紹介)(第五六九七七号)
- 同(木原吏君紹介)(第五六九九八号)
- 同(北山愛郎君紹介)(第五六九九九号)
- 同(久保三郎君紹介)(第五七〇〇〇号)
- 同(久保田鶴松君紹介)(第五七〇〇一號)
- 同(栗林三郎君紹介)(第五七〇〇二號)
- 同(黒田寿男君紹介)(第五七〇〇三號)
- 同(小林信一君紹介)(第五七〇〇四號)
- 同(小松幹君紹介)(第五七〇〇五號)
- 同外一件(河野密君紹介)(第五七〇〇六號)
- 同外一件(佐々木更三君紹介)(第五七〇〇七號)
- 同(佐藤觀次郎君紹介)(第五七〇〇八號)
- 同(佐野憲治君紹介)(第五七〇〇九號)
- 同外一件(佐野進君紹介)(第五七一〇一號)
- 同(阪上安太郎君紹介)(第五七一〇二號)
- 同(實川清之君紹介)(第五七一〇三號)
- 同(島本虎三君紹介)(第五七一〇四號)
- 同外一件(下平正一君紹介)(第五七一〇五號)
- 同(田中武夫君紹介)(第五七一〇六號)
- 同(田邊誠君紹介)(第五七一〇七號)
- 同(只松祐治君紹介)(第五七一〇八號)
- 同(千著佳男君紹介)(第五七一〇九號)
- 同(戸叶里子君紹介)(第五七一〇一〇號)
- 同外一件(中嶋英夫君紹介)(第五七一〇一〇號)
- 同(米内山義一郎君紹介)(第五七二二二號)
- 同(成田知巳君紹介)(第五七二二三號)
- 同(野口忠夫君紹介)(第五七二二四號)
- 同(野間千代三君紹介)(第五七二二五號)
- 同(芳賀實君紹介)(第五七二二六號)
- 同(長谷川正三君紹介)(第五七二二七號)
- 同外四件(原茂君紹介)(第五七二二八號)
- 同(平林剛君紹介)(第五七二二九號)
- 同(帆足計君紹介)(第五七三〇〇號)
- 同(広沢賢一君紹介)(第五七三〇一號)

- 同(細谷治嘉君紹介)(第五七三二二號)
- 同(安井吉典君紹介)(第五七三三三號)
- 同(山口鶴男君紹介)(第五七三四四號)
- 同外一件(山花秀雄君紹介)(第五七三三五號)
- 同(華山親義君紹介)(第五七三三六號)
- 医療労働者の増員等に関する請願(三木喜夫君紹介)(第五五五五五號)
- 同外四件(美濃政市君紹介)(第五五五五五號)
- 同(八百板正君紹介)(第五五四四七號)
- 医療保険制度改善及び健康保険等臨時特例延長反対等に関する請願外一件(小川三男君紹介)(第五五五六六號)
- 同(大出俊君紹介)(第五五五五七號)
- 同(田代文久君紹介)(第五五五五八號)
- 同(谷口善太郎君紹介)(第五五五五九號)
- 同(中嶋英夫君紹介)(第五五六〇〇號)
- 同(平林剛君紹介)(第五五六〇一號)
- 同(松本善明君紹介)(第五五六二二號)
- 同(加藤万吉君紹介)(第五五七三七號)
- ソ連長期留抑者の処遇に関する請願外九件(日井莊一君紹介)(第五五五三三號)
- 同外四件(吉川久衛君紹介)(第五五六四四號)
- 同外四件(齋藤寿夫君紹介)(第五五六五五號)
- 同外七件(重政誠之君紹介)(第五五六六六號)
- 同外二件(高見三郎君紹介)(第五五六六七號)
- 同外一件(古屋亨君紹介)(第五五六七八號)
- 同外一件(本名武君紹介)(第五五六八九號)
- 同外三件(谷川和穂君紹介)(第五六四四四號)
- 同(和田耕作君紹介)(第五六四五五號)
- 同外七件(菊池義郎君紹介)(第五七四〇〇號)
- 同外五件(始岡伊平君紹介)(第五七四一一號)
- 健康保険等臨時特例延長反対等に関する請願(後藤俊男君紹介)(第五五七〇〇號)
- 同(中嶋英夫君紹介)(第五五七一〇號)
- 同外一件(八木一男君紹介)(第五五七二二號)
- 同(加藤万吉君紹介)(第五五七四三號)
- 失業保険法の改善反対に関する請願(後藤俊男君紹介)(第五五七三三號)
- 同(中嶋英夫君紹介)(第五五七四四號)

同外一件(八木一男君紹介)(第五五七五五號)  
 同(加藤万吉君紹介)(第五五七四四號)  
 同(工藤良平君紹介)(第五五七四五號)  
 同(田原春次君紹介)(第五五七四六號)  
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
 職業訓練法案(内閣提出第九一號)

○森田委員長 これより会議を開きます。  
 内閣提出の職業訓練法案を議題とし、審査を進めます。

本日は、参考人として、雇用促進事業団理事長万仲余所治君及び同事業団理事竹内外之君の両君に御出席を願っております。  
 質疑の申し出がありますのでこれを許します。  
 加藤万吉君。

○加藤(万)委員 きょう審議をする問題は職業訓練法であります。今回の職業訓練法は、今日の日本の経済、技術革新、これに伴う労働者の質的向上をどうするかという課題であり、技術革新の過程でいろいろ問題が出ております。最初に、多少一般的質問でありますけれども、林業における技術革新、合理化の過程から起きた白ろ病の問題について、お伺いしてみたいというふうに思います。

もうこれは、私が申し上げるまでもありませんが、国有林の伐採等に使用されるチェーンソーあるいは下刈り機といわれている機械、ブッシュクリナー、こういったものの使用によって、国有林に働く労働者の中に、たいへん危険な職業病の発生があるわけです。いまこれは職業病として認定はされておりますが、職業病の認定に対する治療、あるいは予防処置、あるいは補償の問題等が今日置き去りになっておりますので、多少本筋とは異なりますが、白ろ病の現時点の問題についてお伺いしておきたいというふうに思います。

最初にチェーンソー、ブッシュクリナー、それから造林の際の穴を掘る機械、あれは何というのですか、それらはいつごろから使用されて、いま全国にはどのくらいあるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○片山政府委員 林業のいまのチェーンソー、ブッシュクリナーの機械化の問題でございますが、一番初めは昭和二十三年ごろからほんのわずかが始まったわけでございますけれども、ある程度大幅に体系の中に組み込まれて実施をいたしてまいりましたのが昭和三十六年、こう見てよからうかと思っております。

そこで、チェーンソー等の台数でございますけれども、国有林におきまして、四十三年一月一日現在で調査いたしましたのを見ますと、チェーンソーで約四千九百台、それからブッシュクリナー、刈り払い機でございますが、これについては一万一千七百台、大体そういうふうに林野庁といたしましては所有をいたしております。

○加藤(万)委員 国有林を含めると、どのくらいあるものでしょうか。

○片山政府委員 国有林におきましては、チェーンソーは、概数でございますが七万五千台、それからブッシュクリナーにおきまして四万八千三百台、大体以上のように調査いたしております。

○加藤(万)委員 そうしますと、国有林関係では昭和三十六年ごろから全面的にいわれる手のことからチェーンソーにかえて、チェーンソーが主たる伐採の機械として使用されている、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○片山政府委員 そのとおりでございます。

○加藤(万)委員 昭和三十六年からこの機械が使用されて、今日白ろ病という問題がたいへん社会的な問題になっておるわけですが、白ろ病が訴えられた時点というのはいつごろでしようか。

いわれるチェーンソーを全面的に使用し始めてから何年後くらいに、白ろ病という現象があらわれたのでしようか。

○片山政府委員 三十三年から始まりまして大々的にやったのが三十六年でございますが、私の記

憶ではやはり三十六、七年前からそういう手が白くなる、あるいは手がしびれるという話を承りまして、林野庁としまして、そういう問題について検討いたしておたわけでございますが、実際に職業病として指定されたのは四十一年でございます。

○加藤(万)委員 いま白ろろ病を訴えている国有林関係の労働者はどのくらいあるのでしょうか。

○片山政府委員 プッシュクリナーとチェーンソーに従事いたしております国有林の労働者は、実は大体一万二千七百名いるわけでございます。そのうちで訴えておる人数は、概数で申し上げますと二千六百名でございます。そこで、あと医師の診断によつて確認いたしました人数が約八百名でございます。さらに公務上の認定となりましてのが、四十四年三月三十一日現在でございますが、四百八十四名ということになっております。

○加藤(万)委員 一万二千七百名のうち、二千六百名が何らかの形で白ろろ病的症状を訴えている、こういうことになりまして、おおむね二割強ですね。従事する労働者の二割強が職業病にかかっている、ないしはそういう訴えをしている、そういう職業病というのは、私も聞く範囲ではきわめて珍しいといましようか、これだけの員数が出ておつて、昭和三十六年ないしは七年前からそういう症状があらわれておつて、昭和四十一年に初めて職業病としての認定を行なつたというわけですが、これだけの員数が出ておるわけですから、当然その過程には、一割ないしは一割前後の時代から、白ろろ病患者としての問題が林野庁では捕捉をされて、対策が講じられてしかるべきであつたというふうに私は思うのですが、その間の経過というものはどういふことなんでしょうか。

○片山政府委員 白ろろ病、すなわち振動によつて起こる現象、あるいは病気でございまして、三十五、六年ごろから訴えがございました。したが、いまして、われわれも国内の事情はもとより、外国の——実際外国では、ほとんどチェーンソーで

ございまして、外国の事情等をいろいろ聞いておつたわけでございます。しかし、われわれの調査の中におきましては、端的に申しますと、外国に比べてそれほど出ておらないということが実態であつたわけでございます。しかしながら、そういう手の白くなる、あるいはしびれの出るといふ訴えがございまして、われわれのほうとしましては検討をいたしまして、三十八年には労働科学研究所に託委託をいたす、あるいは東京大学にも委託をする、そういう権威と思われれる各方面に、実は実態を、あるいは究明を委託してきたわけでございます。そのような形で経過をたどりまして、職業病の認定は人事院でいたすわけでございますけれども、四十一年に認定を受ける、このような経過でございます。

○加藤(万)委員 労働省労基局長、よろしいですか。いまお聞きのように、二割強が職業病の認定や、あるいはその認定に近い訴えをしているわけですね。この場合にどうでしょう、普通の民間企業は、たとえばさく岩機でもよろしいですけれども、あるいは一般的な危険物としての取り扱い事業場でも二割以上の職業病があつた場合に、これは一般論でけっこうですが、その機械の使用を禁止をしないしは勧告を行なう、これが一般的常識ではないかというふうに私は思ひますけれども、林野庁がプッシュクリナーなり、あるいはチェーンソーを使つて、二割以上の職業病認定者、ないしはそのおそれのあるものを出した場合は処置というものは、いまの民間の一般的な危険物作業に比べて、対処のしかたとしてはいかにがなものでございまいしょうか。

○和田政府委員 二割という問題は一応別にいたしまして、私どもとしては、これによつて危険有害であることがきわめて明確であるというものが、あるいはその緊迫した事情にあるというような場合におきましては、工事の停止とか、あるいはそういう機械の使用停止というようなことを、

基準法としてはやることのできるようになっております。ただそれがどういふ場合にやるかということにつきましては、一般論的にやらずに、その具体的な事件、事件に即しまして、これはあぶないからやめる、差しとめる、こういうようなやり方になつていまして、必ずしも二割出たからどうか、二割出る可能性があるからどうかというようなことでは処置をいたさない、こういうことにはいたしております。

○加藤(万)委員 しかし、どうでしょう、一般論的にいって一業種産業の中で、二割強が職業病の症状を訴えているという場合に、それは個々のケースということにはならぬのじゃないでしょうか。たとえばエチルならエチルを使つていたときに、偶発的にそこに二割のエチル患者が出たとか何とかという場合には、個々のケースということがありましようけれども、三十八年ごろからそういう症状が訴えられ、今日では対象患者がいまやお話がありましように二千六百人、しかも、認定患者が四百八十四人、そういう大量の者が、しかも、継続的に使用されている場合には、それは私一般論としては申し上げましたけれども、その場合には、労働基準の監督の立場から申し上げます、そういう機械、危険物に対する何らかの処置をすべきではないかと私は思うのですけれども、この辺はいかがでございますか。

○和田政府委員 この白ろろ病につきましては、ただいま林野庁長官のほうから、国有林について数字的な説明がございましたが、この問題は、実は医学的にいいますと非常にむずかしいようございまして、林野庁でも努力をされております。私どものほうでもこの認定、治療、障害の問題について、専門家をお願いしておるのでございまして、なかなかはっきりしない。非常に問題がある。どこから病氣として認定していいかというの非常に問題が多ございまして、労働省としては、とりあえず四十年からその振動に基づくものとして、業務上の病氣であるということ、

医者が治療すべき状態であると思ふものは治療をするようにということで、業務上の認定をいたしました。しかし、治療のしかた、いずれの点をもつて治療とするか、治療のしかた及び治療の認定が非常にむずかしいというような医学的な問題がございまして、これをもつて直ちにチェーンソーの使用、プッシュクリナーの使用が危険有害といえるかどうかというのは、非常に問題があるように思ひます。

それとこれにつきましては、実は世界的にいいますと、もういふん前から使つておるわけでございますが、その文献が乏しいわけでございます。直ちに世界的に利用されているこのものをもつて危険有害にしなければならぬほどの共通性があるかどうか、そういう点も非常に疑問でございます。

現在私どものほうも、このために学識経験者の方に研究会をお願いしてやつておるところでございまして、これは主として予防の問題について御議論をいたしておりますが、振動のあることは確かでございますが、それがどういふ予防措置が講ぜられるかどうかという問題につきましても、いま検討をいたしておりまして、それらの検討の結果を見まして、これは何とも防ぎようがないというふうな状態になりましたときには、その時点で判断をするしかない、かように考えております。

○加藤(万)委員 労働省は四十年の五月に労働基準法施行規則三十五条十一号条項に指定したわけですね。いわゆる危険物としての指定を行なつたわけでしょう。したがつて、治療の方法とか、あるいはその予後の保障とか、あるいはその病源体の発見であるとか、いろいろあるでしようけれども、現実的にさく岩機と同じように、これは危険物取り扱い物として認定をされた以上、いわゆる予後の治療であるとか、予防対策であるとかいふことは別にして、その使用そのものについて労働省が何らかの見解、あるいは何らかの勧告を林野庁になされてしかるべきだと私は思うのです。

ただ、私は人事院との関係はよくわかりませんが、人事院の場合にも国家公務員災害補償法がありますね。その観点から見ても、これは四十年の五月ですか、職業病認定の際に、その条項をお入れになったのですから、労働者ないしは人事院からその使用のものについて何らかの報告があつてしかるべきではなかったかというふうに私は思うのですが、その点についてはどうでしょう。

○和田政府委員 ただいま先生御指摘の四十年五月二十八日の通牒によりまして、このチェーンソー使用による振動からくる局所障害の問題につきましては、業務上の疾病として取り扱うようにという指定をいたしております。その機械そのものが、直ちに危険有害であるという意味合いでの指定ではないわけでございます。といひますのは、その当時チェーンソーによって局所障害が出ている、いわゆる俗にいわれる白ろう病の障害があるという事で、それを治療する必要があります。しかも、それを業務上として治療の対象にする必要があるという指定でございますので、直ちにチェーンソーは使用禁止されるべきものである、こういう指定ではなかったわけでございます。

その後人事院では、いま先生の御指摘のように、四十一年に私どもと同じような態度をとられたわけでありますが、そのしかたにつきましても、どういう場合にどういう治療をするか、どういう治療認定をするか、それからどういう治療後の障害認定をするかというところにつきまして、人事院でもずっと研究を重ねられております。私どもも、もちろん共同して研究をさせていただいておりますが、いまのところ具体的な結論が出ないというところでございますので、そういう病気が発生するようではございませんが、直ちに使用を禁止しなければならぬほどのものであるのかどうか、にわかに、むずかしいというのが実際のいまのところの問題でございます。

○加藤(万)委員 私は直ちに使用禁止とは言っていない。この機械を使って、この機械から起こる

症状については、職業病として認定する以上は、その機械から職業病にならないように、防止処置が労働省の場合には起きていなければならないわけですね。職業病として認定するだけでは——これは有害だ、危険だということ認定ができる、しかし、労働省の場合には、そういう症状が起きないための処置が前段の処置として行なわれなければならないかぬじやないですか。それは使用上の問題もありませんし、使用上のいろいろな警告事項もありませんし、あるいは労働基準局の監督行政全般も、そういう林業に対する監督行政を強めるといふ措置もありましようし、何らかのそういう処置が望まれてしかるべきではなかったかということを開いているのです。

○和田政府委員 先生御指摘のとおりでありまして、病気になるまでにおさず、障害認定をするというのが本筋ではありません。どうやって予防するかというのが問題であります。これは振動からくることは確実でございます。したがって、チェーンソー自体の振動に二つ要件があるのでございます。一つはモーターからくる振動、一つはチェーンが回ることでくる振動、これをどの程度まで抑えれば白ろう病のような、いわゆるレイノア現象とか、そういうものが出ないかという点については、なかなか問題であるようであります。だから、どこまで制限をすれば、確実にそういうものが出ないかということを科学的に検討いたしておりますが、結論が出ていない。世界的に見ても、ソ連と東独なんかにある——ソ連のほうは一応の規則がございまして、重量とか、振動の数とか、あるいは使用時間の問題とか、あるいはこれはたしか寒い場合によく出るといふことで、暖房の問題というふうな規定がございまして、日本の科学者では、まだ決定的な結論は出ておらないというものが実態でございますので、にわかにこれでは必ずこうなるというところから結びつけたものが、いま出ていない。せつかく私ども、先ほど申しました研究会でお願いしておりますが、それは振動をできるだけ少なくする、しかしながら、

振動がどれだけの度合いのものであればかならずレイノア現象が出ないということになれば、そういうことになりませんが、それが科学的に現在出ていないところでは、法制的に強制するようなことにはまだむずかしいのじやないか、こういうのが結論でございます。

○加藤(万)委員 人事院見えてますね。いまお聞きのとおりなんです。最終的には、これは国家公務員ですから、人事院が職業病の認定を行なうことになると思ふのですが、いま言ったようないわゆる予防処置について、現在使用して、しかも病勢がどんどん発展している、労働省のほうでは、どうすればそれが起きないかということも研究中であるという話ですが、研究している過程にも患者は発生しているわけですね。そうしますと、人事院の立場からいけば、そういうことが起きない処置を——労働省の場合には監督行政という立場ですけれども、人事院の場合は、むしろみずからの職員、国家公務員という被用者の立場からいって、何らかの使用上の注意、警告ないしは善後処置、これがあつてしかるべきだと思ふのですが、いかがでしょう。

○島政府委員 法律的に申しますと、一般的な国家公務員でございまして、そういった職員の健康管理、安全管理、これに人事院も一半の責任を負っているわけでございますが、ただ、林野庁職員につきましては、現業職員でございますので、この点につきましては、直接人事院の責任からははずされていくわけでございます。ただ災害補償を所管するものといいたしましては、やはりその発生がなるべく少なく、しかも、それについての適切な予防がとられるべきであらうというところに、十分関心を持っておりますが、いま先生が御指摘になりますような警告なり、あるいは具体的な処置というものは、林野庁職員については、人事院は直接の権限なり責任はございませぬ。

○加藤(万)委員 それでは当該局の林野庁に、いま言ったような全般的な情勢の中から、現在どう

いう予防処置、どういふ善後処置をとられておるか、お聞きしたいと思ふのです。

○片山政府委員 レイノア現象は、チェーンソーばかりでなしに、振動機械全部に大体発生する現象のように承つておりますけれども、なお振動現象により発生するレイノア現象に対する治療、あるいは予防というものは、検討しておりますけれども、なかなかむずかしい問題のようでございます。しかし、林野庁といたしまして、数年前から、先ほども申し上げました労働科学研究所、あるいは東京大学、あるいはその他のそういう専門のほうに委託しまして、いろいろ検討を進めておるわけでございますが、現在におきましては、まだ完全ではございませんが、それらものを集約した中で、一つの予防措置というものを打ち出しております。

それを御説明を申し上げたいと思ふますが、まず第一点は、振動の振動数を少なくする、あるいは振動を少なくするという意味におきまして、なるべく機種の小さいものに転向しておる。しかし、その間におきまして、大きい機械も使っておりますから、振動防止装置というものを全機種につけること、これが第一であります。

それから第二点につきましては、先ほど申しました健康管理の問題、したがって、山に入る事前のときでございますとか、それから春秋二回、都合三回は健康診断をしてまいる。しかし、これは事前になかなか把握できないということ、非常に困難でございますので問題はございませぬ。しかし、そういう意味で健康管理に注意してまいりたい。これが第二点でございます。

それからもう一つは、作業機械の整備の問題があります。これは使つていただく労働者の方が、これは一つのござりでございますから、目立て等を十分にやっていたら、これはわれわれも指導いたしております。十分にやっていたら、非常に切れないのござりでござり切つていく、力が要る、これがやはりマイナスになって、病気の原因になるといふ考え方でありますので、切

りませぬ。

○加藤(万)委員 それでは当該局の林野庁に、いま言ったような全般的な情勢の中から、現在どう

れるのこぎりにするということで、機械の目立て等を十分にしてい、われわれもこの指導をしていく、これが第三点。

それから第四点は、先ほどちよつと労働省のほうからお触れになりましたが、寒いところで手を冷たくするという点においてこれが起こるといふ現象のように思いますが、防寒の手袋を設置する、あるいは寒いときの休む小屋をつくる、そういうものをしていく。

それから第五番目には、やはり振動用具をなるべく少なく使うということもございまして、それから、われわれといたしましてもある程度時間の制限、短縮をやっていたらどうかということもございまして、ソ連あたりで見ますと、ソ連のこういう予防措置というものはやはりございまして、それには、いま申しましたような点でソ連としても予防をやっておるようございまして、御参考までに申し上げますと、やはり振動用具についての基準を上げておるようございまして、それから振動の作業時間、それを使っておる作業時間を、大体作業時間五〇%、半分にしてしまうというふうなのが書いてございまして、それから寒気具、寒いときの屋外作業の場合は休むときにあたたくするといふことが書いてあります。それからもう一つは、やはり年一回定期健康診断をする、あるいは手袋なんかをしない。それがソ連のわれわれが調査した中で予防の対策のようございまして、そういうものを十分考えまして先ほど申しましたような形で今後進めてまいり、かように思っておる次第でございます。

○加藤(万)委員 いろいろ予防措置はあるでしょうけれども、いま言ったようなことは研究中ですか、それとも実際に移しておるのですか。たとえば使用時間の制限は、いまのお話ではソビエトでは五〇%、こう言っておられますけれども、わが国においては何時間に制限をされたのですか。あるいは健康管理ですけれども、春秋二回と入山のとき、入山のときは、一般診療所で相当医療機械を通して診療はできますけれども、春秋二回定期

診断というのは、たとえば巡回車を配車して定期診断をやる、こういうようなことが行なわれておるのですか。そういう五つあげられました予防処置を、具体的に現在どのように入力されているか、お聞きしたいと思います。

○片山政府委員 先ほど五つばかり予防対策を申し上げましたが、まず第一点の、その機械の振動を少なくする、これにつきましては、すでに防護装置といった機械を全部そろえております。さらに、なるべく小型にしようということ、これも逐次入れていっている段階でございます。

それから、第二点の健康管理の問題でございますが、これは春秋二回、ある一定の場所に来ていただきまして、そこで検診をするということを実施しております。それからいまの目立ても、切れないのでぎりぎり切るといふことがないように、実は前々から指導をいたしておるわけでございますが、この点、使っていたり、十分連絡をとりながらやっております。これもやっております。

それから三番目の手袋と、それから休むとき的小屋をつくらせていただく、これは今度から実施してまいりたい。

それから最後に、使用時間の問題でございますが、これはいまソ連では、先ほど五〇%くらいだと申し上げましたが、われわれとしましては、いま八時間労働で、実際に振動源にさわっている時間が、われわれの調査では、三時間からせいぜい四時間ではないだろうかというふうには思っております。これは、そういう現象が出てきているということは、われわれも十分に考えなくてはいけませんので、交代制——一日交代制か、あるいは一カ月交代制かということ、なるべく少なくするといふのはどうだろうかということ、労働組合のほうにも提案いたしております。しかし、そういう点でもまだ詰まっておりますが、いずれにいたしましても、ある程度の時間を制限するという点で、組合とも十分打

ち合わせましてやっております。かように思っております。次でございまして。

○加藤(万)委員 たえば一台二人制の問題、昭和三十五年、六年ころは、聞くところでは一台二人制によって交代制でこれを使用する、こんなことが実際に行なわれたようです。その後、伐採の合理化といひましようか、あるいは生産量増大のために一人一台制、そういう結果が、よりそういう症状を促進しておるのではないかと、判断される余地があるわけですね。またその使用時間も、確かにそれは木から木に移る時間もあるでしょう、労働疲労によつてちよつとした休憩というものもあるでしょうけれども、しかし、四時間前後、三時間から四時間といわれましたが、一日に四時間を使用するといふことは、きわめて重大な症状を起こすことは間違いないわけですね。組合からいろいろ要求があるようですが、大体一人一日当たり二時間前後、こういうふうなことが、当面の予防処置としてはよいのではないかと、こういう提議がされておりますが、この辺はいかがなものでしょうか。

○片山政府委員 先生御指摘の一人と二人の問題は、確かに過去にございました。しかし、その当時われわれが調査をした段階では、二人でやっていると、必ずしもツーマンソーでやった場合に少ないという調査は出ておりません。したがって、そういうことよりも、やはり一人一人の時間の制限というものが必要であるうかもしれないといふことを考えまして、今回の組合との折衝などでも、一応二時間という目標を立てておりますが、しかしそのやり方、それからいろいろの問題がございまして、そういう問題でいま詰めておるわけでございますが、即座にやれるという問題は、交代制などは早くやれるのではないかと、思いながら提案をいたしておりますけれども、合意に達していません。したがって、二時間というふうなことで、これはいろいろなその他の整備することがございまして、そういうものとの関連でいま打ち合わせておるといふのが

現状でございます。

○加藤(万)委員 先ほど労働省からもお話がございましたように、この問題は発生原因が明確にならないこと、発生する原因そのものはわかっているのですけれども、それに対する対応策がどういふ形、しかも治療の形がどういふものか、一番効果的かということがわからないものですから、そういう意味では、発生原因も多岐的だと私は思っております。したがって、当面それがいいといわれている諸外国の経験なり、あるいは実績なり、あるいは組合が要望するものを、とりあえず取り上げてみる。取り上げて、それが結果的に、現在までの状況とこれからの形の中で、どういふ変化を及ぼすか、そういうものを積極的に予防処置として行なう、こういうことが私は当面必要だと思っております。いまいわれたことをより積極的に組合側と話をされて、そうして二割強もその症状を訴えるようなそういう業種というものは、民間ではまずまずないといつてもいいくらいです。それから、そういう意味での林野庁と組合との話し合いの詰め方といひましようか、あるいはこれは監督指導する労働省、人事院の積極的な監視を私はお願いしておきたいというふうな予防処置の段階では申し上げておきます。

それから先ほどお話がありましたように、四百八十四名の人が職業病認定になっているわけですが、この職業病の治療というものは、いま一体どういふ形で行なわれているのですか。

○片山政府委員 ただいま申しました治療というのは、明確と申しますが、これで完全だと言ってしまうのは、いまわれわれがやっております治療としましては、血管の拡張剤といふのがありません。それから栄養の問題も多少関連するのではないかと、いふような意味でビタミン剤、そういうものを併用して、そしてこれを直していくということをやっております。

そのほか、いろいろの問題につきましては、人事院の諸制度もございまして、いろいろお打ち

合わせをしてやってみるという形でございませぬ。

○加藤(万)委員 私は、職業病の認定になった人にお会いしてみたのですが、認定書はもらいまし

たけれども、何も治療していないと言っているんですよ。結局あなたは白ろう病としての、職業病としての認定をいたします、したがって、チェーンソーの使用時間はなるべく少なくします——私は、

専門的なことばです。ですからよくわかりませんが、伐採のほうから盤台というのですか、運搬部門に私は配置転換されました、しかし、それだけだと言っているんですね。配置転換を行なっただけだと言

うんです。職業病の認定があった者が、いま栄養の処置だとか、あるいは血管のマッサージというの

ですか、あるいはそういうような方法があるかもしれないと思いますが、四百八十四名のこの認定者で実際に治療を受けている人は一体何人くらいですか。

○片山政府委員 四百八十四名の人が、実際にどういう治療をしているかというのは、実は現在のところではわかっておりません。先ほどは、ただ抽象的なことを申し上げたわけでございます。

○加藤(万)委員 私は、どんな治療の方法があるかということを知りたい。職業病認定になって治療をしていないんですよ。いわゆる配置転換によって自動的に回復するのを待つという処置はあるけれども、職業病になつたから治療処置が講じられているということはないというんですよ。そういう認定患者もおるんじゃないですか。その処置は一体どうなっているのですかというのを私は聞いています。

○片山政府委員 十分な資料でお答えできませんけれども、われわれの手にある資料におきましては、それぞれの局において治療をいたしている実績がございませぬ。ただ、たまたまそこに行かなかつたかという場合に抜けている人が、いまの調査では一応十八名いるようでございますが、なお正確に調査したいと思っておりますが、あとは大体治療に行っている、治療しているというふうにお

われわれ調査いたしております。なお具体的な詳細につきましては、手元に資料がございませぬので、不十分なことを御了承承いたしたいと思っております。

○加藤(万)委員 これは人事院の方にお聞き願っておいたほうがいいと思っておりますが、いま申し上げましたように、職業病の認定があれば、従来民間ではその回復ないしは治療がまず優先的に行なわれる。たとえばじん肺などの場合は、その治療を

一方で受けながら、労働が可能な場合は配置転換を行なう、こういう並行処置が講じられているわけです。私の聞く範囲では、林野庁の場合には、治療の方法がないということもあるでしょうけれども、どうも治療がおろそかにされて、当面あなたに配置転換によって、血管の循環をよくすると

か何とかという形でおやりなさい、どうもそういう措置が講じられていない分野が多いように、私の推定ですけれども判断をするわけですね。そうしますと、これは人事院もわかるでしょうけれども、

林野庁の職員の賃金は、出来高制があるわけですね。格づけ賃金と両方あるわけですね。両建てになつていますね。したがって、その格づけ賃金のほうに職種が変わりますと、賃金は下がると、治療は行なっていないという状態が実は起きているわけですね。ですから、先ほどの発表でも、二千六百人のそういう症状を訴えている者があつて、いま申し上げても、私どもの聞いていますところでは、チェーンソーを使っている半分以上はそういう症状を訴えている、こういうわけですね。ところが、職業病の認定になると、逆に、いま言ったように、収入は減るお治療は行なわれないわけという

状態です。職業病認定になることを生活上の問題からして忌避せざるを得ない、こういう現象があることを申し上げさせていただきますから、しかも現場も変わりますし、等々を含めて、そういうことで、職業病に認定されること自身を実は生活上の立場から忌避せざるを得ない、こういう現象があることを聞くものでありますから、したがって、そういう面では賃金

の問題、それから職業病の認定の問題を、 관련된して判断をされる、このことがきわめて必要な条件ではないかと私は思うのです。したがって、これから職業病の認定を行なう場合には、そういう角度からの問題の把握もぜひ心しておいていただきたい、このように私は申し上げておきたいというふうにお聞きわけです。

それから、職業病の認定という問題ですけれども、裁判は、御承知のように、疑わしきは罰せずという原則があるわけですね。ところが、今度のこの病気、白ろう病については、どうも疑わしきは罰せずということが逆の意味に理解されて、あなたの症状は白ろう病の症状、いわゆるチェーンソーからくる、ないしはブッシュクリナーからくる症状かどうかはわからないから、したがって、あなたは職業病の認定としてはなかなかむずかしいんですよという、そういうとらえ方が、林野庁なり人事院の出先では多いような気がする。これは労災法の改正の際にも私も申し上げたのでありますけれども、労働災害については疑わしきはそのまま労働災害にすべきだという原則なのであります。たとえば、これはフランスなんかでもそうですけれども、通勤途上の災害を、労災と見るか見ないかということで、わが国ではたいへんもめて

いるわけですね。あるいは桜木町事件がありまして、電車が衝突してたいへんな事故がありました。あの際にも、一体あの通勤途上の労働者を労働災害として認めるか認めないか等々の問題が当時論議になったわけですね。これは全般的な傾向もそういうことにあるのでありますけれども、職業病の認定という問題について、疑わしきは罰せず主義、これはきわめて、法的な取り扱いと労働者災害の取り扱いとが同一視されるような、そういう職業病認定を忌避するきらいがあるような気がしてならないわけですね。労災は、もしい他の条件に基因することが発見をされないと、たとえば白ろう病が、従来神経痛であるとか、リュウマチであるとか、そういう観点からことによつたら手先が不自由になったのではないかと、そういうことの原因が

発見されない限りは、本人がチェーンソーによつて起きた、ないしは作業環境条件が、二年なり三年なりチェーンソーを使つてどうもそういう症状が起きてきた、そういう場合には、いわゆるそういう片方の実証がでない限りは一般論としては職業病として認定をする、そういう立場をとられるべきだというように私は思うのですが、この辺については、今度の白ろう病の労災認定という問題については、人事院なり、あるいはこれは出先にたいぶ権限もまかしているようですから、林野庁なりでは、その認定の段階では、原則的にどういう方向をとっておるかお聞きしておきたいと思

う。

○島政府委員 一般の公務災害の場合でございますと、やはり公務との因果関係というものを積極的に証明しなければならぬわけでございますが、本件につきましては、いわゆるそういうた振動作業に従事する者が、レイノ現象をとつた場合にはこれを公務上の疾病として扱うということでございます。たゞいま先生のおっしゃつたような、疑わしきは罰せずという裁判上の原則が、これにもいかに当てはまるのじゃないかというふうな御趣旨の御質問がございましたが、私どもは決してそうではなくて、やはりチェーンソーなり、ブッシュクリナーなり、そういうた局所振動を伴う作業に従事する者が、そのような現象をとつた場合には、これを公務上の疾病として扱うということでございますので、その点はそのようなことではない、このように申し上げておきたいと思

います。

○片山政府委員 認定の問題でございますが、認定は、原則は管林局にさしてあります。特殊の問題につきましては、林野庁並びに人事院と相談の上いたしておりますが、原則は管林局にやっております。その場合には、医者の診断によりましてその認定をいたしておるわけでございますが、その際——ちよつと付言いたすわけでございますが、その際医者が、これは治療する必要はないと言

う場合もございませぬし、そういうやり方もござ

いませぬし、そういうやり方もござ

いませぬし、そういうやり方もござ

いませぬし、そういうやり方もござ

いませぬし、そういうやり方もござ

いませぬし、そういうやり方もござ

いませぬし、そういうやり方もござ

いませぬし、そういうやり方もござ

いませぬし、そういうやり方もござ

いませぬし、そういうやり方もござ

います。したがって、医者の診断に基づきまして認定をする、こういうことをごさいます。

○加藤(万)委員 労災認定はできる限り、私が先ほど言ったように、反証があらぬ限りはそれは労災として認定する、これは労働省にもそうですけれども、ぜひ、この次にまた労災法の改正もあるようですから、そういう立場で労災というものの見方をしてほしいというように私は思うのです。労災法の改正の中で、通勤途上上の問題とか、あるいは技術革新、産業開発の中で新しい職業病がいろいろ起るわけですから、その場合に前の、いろいろな病原体といましようか、あるいは機能によってそれが推定されていきましたのじゃないかという、そういう判断はできる限り避ける、そういう方向を基本的にとつていただきたいというように思うわけです。

それから、いま治療の問題について、あるいは認定については医師の診断を中心として行なうという御答弁でしたが、これは治療についてもそういう病気について温泉療養が必要であるといったような場合には、その医師の診断について、あるいは治療の方法について、職業病の治療基準としてチェックをするということはありませんか。

○片山政府委員 これはいゆる療養上相当と認められるものということに治療の場合になっております。そこで、そういう療養というように問題もございしますが、人事院が基準を示しております。そういう療養上相当と認められるものということに治療に当たっておるわけでございます。

○加藤(万)委員 治療の方法がまだ見つからないんでしよう、完全な治療の方法が。私は人事院の職員局長の通達についても、少し問題があると思うのです。たとえばいま言ったように、療養、病院の入院、これについては人事院の判断を仰ぐ、こうなっているわけですね。ところが、いま治療の基準が見つからないのに、人事院は判断のしようがないと私は思うのです。とするならばこの場合には、医師が、こういう方法がある、あるいは

医師の診断の結果、こういう治療方法をとつてみてはどうか、それを今日の段階では、率直に言うてうのみにせざるを得ないと思うのです。たとえば寒さに対して起る症状あるいはチェンソーの振動によって起る症状、それが両肩から起るのか、手先から起るのか、あるいは私は地獄的な条件によつても違ふと思うのです。平地というところはないでしようけれども、山を、伐採する場所の傾斜の位置にある場合には腰が悪くなるか、比較的平地の場合には腕とか手に症状が起るとか、そういうように地域的条件によつても違ふでしよう。そういうことになって、しかもそれに対する治療の方法が、現在のところ、これが最善とすることがない以上は、その地域における医師、あるいはその症状を診断した医師のその診断の結果による治療の方法、これをとりあえずは優先的に処置をさせる、このことが必要ではないかというように私は思うのですけれども、入院であるとか、あるいは療養については、人事院の職員局長名をもつて人事院の協議事項にし、これを制限をされているというの、どうも私は、前後の関連からいってつじつまが合わない、こういうように思うのですが、いかがでしよう。

○島政府委員 一般論としては、先生のおっしゃるとおりでございます。現在私どもでは、この白ろ病につきまして三つほど制限しております。一つは副じん皮質ホルモンを使つてはいけない、それから交感神経節切除、これもいけない、それから治療のための入院を認めない、この三つを実は職業病に指定するときに、林野庁にこの旨を通知申し上げたわけでありまして、確かに治療の基準がはっきりしないのに、なぜそういう制限を設けるのか、これはまさにそのとおりだと思つてございしますが、実はこれを職業病に指定いたしましたときに、私どもでは、実は人事院のほうに健康専門医員、十六名ございしますが、その他この病気に関係の深いその道の権威のあるお医者さんの意見をいろいろ聞きまして、それでたとえば副じん皮質ホルモン、これにつきましては、それをしよつちゅう使つていくと、いざという場合にきかなくなる、それから交感神経節切除は非常に危険な手術であるから、これはなるべくやめたほうがよろしいのじゃないか、そういうふうな意味で、非常にある意味においては老練心でそういう制限を設けたわけでございます。しかしながら、それから約三年ばかりたちます。その後実際の運用を見てまいりますと、そういう弊害もございせんので、その種の制限は近く全部撤廃したい、かように考えております。

○加藤(万)委員 これは河野先生のように、専門的な医者でなければわからないことですから、これ以上私なんか追及はできませんけれども、しかし、少なくとも私も私どもが考えて、マッサージがどうか、あるいは温泉療養がどうか、そういう意見のある医者もあるようですけれども、相当症状が重い人には、多少入院あるいは温泉地にある共済年金病院でもいいですが、そういうところに入院加療させて、長期的に療養の症状を見ると、そういうこともこの際行なうべき処置ではないか、そういうこと良心的な医者もあるようです。か、そういう意味で、そういう療養、ないしは入院治療、そういうものは認められてしかるべきではないかというように私は思うのです。前段の、薬の投与によつてどういふ身体的な障害が起るか、あるいは将来それが薬との関係で悪症状を起すとか、そういう科学的な、技術的な問題はあるでしようけれども、われわれが常識的に考えて、たとえばしびれがきたときに温泉に行つてマッサージをする、こういうものは、長期的にとらえれば、一つの治療の方法として検討に値するし、現在は治療の方法がまだ見つからないわけですから、一つのいゆるサンプルといつてはおかしいですけれども、対応策としてもそういう治療方法を認めて、そして診療認定を行なう、こういうことも必要ではないかというように私は思うのですが、いかがでしよう。

○島政府委員 一般的に、そういうような治療に伴うリハビリテーション、あるいは温泉治療等が

効果があるのではなからうか、これは私どもの常識からいつてもそのとおりだと思います。ただ、私のほうの立場といたしましては、災害補償法の一つの責めに任じております人事院といたしましては、乱診治療にならないようにしてもらいたいという気持ちがあるわけでありまして、それからまたお医者さんによりましては、多少治療の範囲をこえて、やや研究目的のためにいろいろやってみようという、これはもちろん良心的だと思つてみますが、そういう方の中にはおるのではなからうかという気もいたします。しかしながら、ただいま先生のおっしゃつたような御意見も、十分私どものほうでは検討に値すると思つたので、しばらく時間をかしていただきたいと思います。

○加藤(万)委員 これは林野庁にもお願いしておりますが、この治療の方法は、単に机上の科学的な論争ではないと思つたのです。実際に、その臨床実験を——臨床実験といつてはおかしいのですが、臨床のデータ等積み重ねて、その中から治療の方法を生み出す、そして一方では科学的な検討を行なう、この両方が相まって、最終的に治療という問題に対する結論が出るものと私は理解するわけです。そういう意味で、でき得る限りそういう要請があつた場合にはこれに応ずるといふ方法を、職業病認定の場合の治療の方法として、そういう応ずるといふ方向でこれからの認定、治療の拡大をお願いしておきたいというふうに思うわけでありまして、最後に、補償の問題について多少お伺いをしておきたいというふうに思つた。

この場合、職業病認定になりまして、治療にかかる期間は休業補償になるわけですね。そうしますと、国家公務員災害補償法によつて百分の六十、すなわち六割の休業補償であります。どうでしようか、この休業補償にプラス何か付加給付がされていまの白ろ病に対する給付は全般的に行なわれておりますか、どうですか。

○島政府委員 白ろ病につきまして、休業援護金といたしまして百分の十上積みされてお

す。したがって、百分の七十ということになります。

○加藤(万)委員 労働省にお聞きしますが、民間の場合に休業補償、たとえば指を一本なくした、腕を一本なくした場合には、休業補償と、それから障害等級補償、これが併給されておりますね、いかがでしょうか。

○和田政府委員 休業補償を行ないまして、治療をした後、障害があるということになりますれば、障害補償をいたします。したがって、治療中に障害補償を行なうことはございませぬ。

○加藤(万)委員 チェーンソーを使うと、非常に騒音が出て、難聴状態が多くなるというのですね、難聴、いわゆる耳が遠くなる。この場合に、どうでしょうか、白ろう病の治療というものと、それから難聴というものは、実は治療が違うわけですね。難聴の場合には、ほとんど治療というものがもうその時期にはない、したがって、一方では白ろう病の症状を治療するために休業補償を行なう、一方では難聴という形の補償を行なう、こういうことが併給をされていいのではないかと、

○和田政府委員 難聴はたいへんむずかしい問題でございます。難聴でも、これは治療のしかたがないということになって、なおらずにずっと耳鳴りがするという状態の場合には、医師の判断で、いま先生の御指摘のございましたように、等級はそれぞれ違いますが、難聴としての認定をお

受けになって、障害補償をいたします。難聴に関する限り、そういう意味においてはほとんど休業をせずに仕事に従事しておられますので、休業補償というものは、こういう場合はないということになります。ただ、難聴の状態が固定してしまつた状態で仕事を続けておられるなら、それで障害補償を行なう、こういうことになります。

○加藤(万)委員 いや、難聴の状態が固定化してしまつて、白ろう病現象がお治療の段階である場合は、片一方の障害等級の認定は行なわれ、これは給付されて、そして片一方の休業補償は併給される、こういう形になるわけでしょうか。

○和田政府委員 違つた病気が二つございまして、一つについて障害補償が行なわれる。それは固定したということと障害補償を行なう。もう一つ違つた白ろう病という問題が併存してある場合において、片一方ではまだ治療中であるという場合には、そのための休業を行なう場合には、もちろん休業補償をいたす、こういうこととございませぬ。

○加藤(万)委員 林野庁、いまお聞きのこと、わかりましたですね。チェンソーを使う場合には、一方の白ろう病症状と、それからたとえば例ですけれども、難聴という問題を私は提起してみました。人事院のほうでは休業補償の百分の六十プラス援護金の百分の十を給付しておる。これは民間でいえば付加給付の形で健康保険組合が労災法認定の人に対して特別に加算給付をするという、いわばそういう措置に匹敵するものだと思うのです。そうしますと、そのほかにい、いわゆるチェンソーの騒音によつて、私も実験を見てもみましたが、たいへんな騒音ですよ。それから労災法の規定では難聴の場合には四十センチ離れて普通のことばで話を聞かなくなった場合には、労災認定になる、こうなつておるわけですね。そうしますと、いわゆるチェンソーないしはブッシュクリナーを使って、白ろう病現象が起す何かの症状が起きた場合には、併給されることとあり得るといふことをいま言われたわけでは

が、もし林野庁なりあるいは人事院で、そういう症状の審査が請求された場合には、いまいった形で障害等級の認定をされて、さらにそれに加算して併給をされるということが考えられるわけですが、いかがでしょうか。

○鳥政府委員 通例の場合におきましては、たまたまのような設例でございますと、その病気が完全治療、またはそれ以上治療効果が期待できないという場合に、これは初めて治療ということになるわけでございます。障害補償は、一応そういう完全治療またはそれ以上治療効果が期待できない、そのときになお障害が残つておるといふ場合に、それに対する補償でございます。普通の場合に、それに対する補償ができておらず、まだ治療の認定が現在の基準ができておらず、いかなる場合にそれがはたして治療になるのか、そういうことがまだわかつておりませんので、現在のところは、まだ障害補償を支給するということにはなつておらぬわけでございます。

○加藤(万)委員 私は、白ろう病について治療の認定は、いま局長が言われたとおりだといふふうに実は思ふのです。白ろう病じゃなくて、チェンソーを使うことによつて起る他の障害状況です。たとえばい、いわゆる難聴である。それからいま一つは、これは林野庁にもお聞きしておきますが、いま混合ガソリンをチェンソーに使つておるが、いま混合ガソリンをチェンソーに使つておる排気ガスの関係で、一体どういう症状の変化が起るかといふこともひとつ研究してもらいたいと思つておるのです。いま混合ガソリンを使っておるから、それによつて排気ガスの心臓への影響、ないしは身体的影響があるのではないかと、い気がして居るのです。

それから、いまいった騒音の場合には、完全に現象が出ていますから、しかもそれが労災法の十等級の等級に適合するようになつておるわけですから、これはひとつ実問題として人事院は単に白ろう病の現象の治療の問題ではなくて、チェンソーを使って起きてくる障害等級について

の認定は、別の角度からひとつ考えてほしい、こういうふうに思ふわけですね。これはこれ以上申し上げても結論がここでは得られませんが、検討しておいていただきたいと思ふのです。

最後に、本来私は、この場合の治療の方法が見つからないという段階では、休業補償というものは何らかの方法で百分の百本人に支給しながら、しかも治療の方向をさがす、ないしはその人の治療の完全な回復をまつ、こういうことが必要だろ

うと思ひます。いまかりに、休業補償を受ける場合には、三カ月前の平均賃金をもつてその基礎賃金とするわけですね。そうしますと、林野職員の場合には、出来高払いでやつておつたものが、格

づけ賃金に変更された場合に、賃金の格差が起きるわけですね。私、専門用語はわかりませんが、けれども、たとえば伐採をやつておつたものが、どうもおれは白ろう病の現象があつて職業病に認定されたので、今度は盤台におつてきた。盤台におつてきたところが、盤台でも、なおその症状が悪くなつてしまつて、三カ月後に治療の段階に入る。こうなりますと、本人は伐採のときの出来高賃金から、今度は盤台の格づけ賃金に変わつて、その三カ月の平均賃金の六割といふことにな

る。この場合には私は、病気が発生する原因を持つた職場、かりに百歩譲つても、そこにおける賃金を基礎賃金として百分の六十をかけるべきではないかと思ふのですけれども、この辺の見解は

いかがでしょうか。チェンソーを實際に使つておつたときから起きてくる症状が六カ月後に出た場合には、三カ月間の平均賃金ではなくて、六カ月前のときの平均賃金のたとえば六割プラス援護金でございますとそれに一〇%、そういう休業補償の基礎賃金をとるべきではないかと思ふのですけれども、人事院でもよろしいし、林野庁でもいですが、いかがでしょうか。

○鳥政府委員 ただいまの御質問は、白ろう病について、非常に優遇したらどうかという御趣旨になると思ふのでございますが、やはり一般の公務災害全般にはね返る問題でございますので、白

ろう病の場合には、完全な現象が出ていますから、しかもそれが労災法の十等級の等級に適合するようになつておるわけですから、これはひとつ実問題として人事院は単に白ろう病の現象の治療の問題ではなくて、チェンソーを使って起きてくる障害等級について

の認定は、別の角度からひとつ考えてほしい、こういうふうに思ふわけですね。これはこれ以上申し上げても結論がここでは得られませんが、検討しておいていただきたいと思ふのです。

最後に、本来私は、この場合の治療の方法が見つからないという段階では、休業補償というものは何らかの方法で百分の百本人に支給しながら、しかも治療の方向をさがす、ないしはその人の治療の完全な回復をまつ、こういうことが必要だろ

うと思ひます。いまかりに、休業補償を受ける場合には、三カ月前の平均賃金をもつてその基礎賃金とするわけですね。そうしますと、林野職員の場合には、出来高払いでやつておつたものが、格

づけ賃金に変更された場合に、賃金の格差が起きるわけですね。私、専門用語はわかりませんが、けれども、たとえば伐採をやつておつたものが、どうもおれは白ろう病の現象があつて職業病に認定されたので、今度は盤台におつてきた。盤台におつてきたところが、盤台でも、なおその症状が悪くなつてしまつて、三カ月後に治療の段階に入る。こうなりますと、本人は伐採のときの出来高賃金から、今度は盤台の格づけ賃金に変わつて、その三カ月の平均賃金の六割といふことにな

る。この場合には私は、病気が発生する原因を持つた職場、かりに百歩譲つても、そこにおける賃金を基礎賃金として百分の六十をかけるべきではないかと思ふのですけれども、この辺の見解は

いかがでしょうか。チェンソーを實際に使つておつたときから起きてくる症状が六カ月後に出た場合には、三カ月間の平均賃金ではなくて、六カ月前のときの平均賃金のたとえば六割プラス援護金でございますとそれに一〇%、そういう休業補償の基礎賃金をとるべきではないかと思ふのですけれども、人事院でもよろしいし、林野庁でもいですが、いかがでしょうか。

う病だけについて特にそういう措置をするという  
ことになりまして、いろいろ問題があるいは起  
るのではなからうかというような感じがいたしま  
す。ただ、この問題につきましては、私どもだけ  
が独走するわけにもまいりませんで、労働基準法  
なり、労災保険との均衡をはからなければならな  
いことになっておりますので、労働省とも十分相  
談して検討してみたいというふうに考えておりま  
す。

○加藤(万)委員 時間がありませんから反論はし  
ませんけれども、潜在的疾患に対する休業補償の  
基礎賃金をどうとるかという問題は、非常に重  
要な問題なんです。たとえば、現場で手を切つて  
しまった。それからすぐ休業補償に入ったという  
場合は、その現場時点での賃金の三カ月とれます  
けれども、白ろう病のように、やや潜在的要素を  
持ちながら高進する病気の場の場合の基礎賃金はど  
とるかという問題は、非常に重要な問題であり  
まして、たとえば粉じんの場合なんかもそうです  
けれども、粉じん作業から次に配置転換されたた  
きに症状が起きて、そこから三カ月になります  
と、今日職能給の要素が民間の場合でも多いか  
ら、賃金は、たとえば三万円の六〇%と五万円の  
六〇%では、基礎賃金としては非常に変わって  
くる。したがって私は、治療の方法ないしは予防  
の措置が、今日完全に発見されないという白ろう病  
の場合に、一つの特例事項としては、少なくとも  
その病気が発生するであろう現場における三カ月  
の平均賃金、それが六カ月たつて、あるいは一年  
たつて、物価等によって賃金が変われば、物価指  
数をかけていけばいいわけでありまして、それ  
を基礎として補償賃金を得るべきではないかと思  
います。これは林野庁のほうでも、あるいは労働  
省のほうでも御検討願って、できる限り休業補償  
に対する生活上の不安をなくするように御検討願  
いたい、こういうふうに思います。

最後に、林野庁の職員の場合、常用と定員外職員  
と月雇い作業員、日雇い労働者という幾つかの身  
分を持った人がこの病気になるわけですね。常  
用の場合には共済年金、あるいは国家公務員の災  
害補償法ですね。ところが、定員外職員の場合に  
は、政府管掌健保、そして対象は労災法ですね。  
いわゆる民間の労災法の適用になるのですか。そ  
れから月雇い作業員、この場合には、人によつて  
は国民健保にかかっていますね。国保と政管健保  
と共済健保、そして対象の労災法が国家公務員災  
害補償法、それから一般の労働者災害補償保険法  
等、いわゆる対象になる保険給付の義務対象組合  
が違ふ場合が存在するわけですね。したがって、こ  
の身分上の差による補償費の差がもしもあるとす  
るならば、たとえば国保によつて治療を受ける場  
合の、これは労災認定になれば別ですけども、労  
災認定以前の場合は、国保、共済あるいは政管健  
保、それらによつてそれぞれの給付額が違ふわけ  
ですから、この給付の差というものを、一体どう  
いうようにお考えになつておられるのですか。この辺  
を最後に聞いておきたいと思うわけです。

○片山政府委員 先生いまお話しになりました中  
で、労災関係につきましては、いずれの職種であ  
りまして、国家公務員災害補償法でやるわけで  
ございまして。健康保険の場合、これは常用につ  
きましては、先生御指摘のとおり共済組合の関係で  
やります。それから常用以外、すなわち定期月雇  
いにつきましては、一般健康保険というもので適  
用いたしております。その間のいろいろ金額の  
差と申しますか、そういうものにつきましては、  
特にいま林野としまして付加するようなことはし  
ておりません。それなりの姿でやっておるわけ  
でございます。

先生の御指摘の点、その辺をどう思うかとい  
うことにつきまして、われわれは今後検討してま  
いりたい、こう思います。

○加藤(万)委員 その問題は終わりますけれども  
も、ぼくの言うのは、労災認定になつた場合に  
は、確かに同じなんです。ただ労災認定以前の治  
療の段階では、健保と政管健保と共済と、給付内  
容が違いますね。共済の場合にも私は何か付加給  
付があるのじやないかと思うのですよ、共済組合

の内容はよくわかりませんが、したがつ  
て、その間のアンバランスを何かの形で補償して  
いくことが、どういう形であるかは別にして、や  
はり均衡化する必要があるのじやないかという意  
見を申し上げておきたいと思うのです。ひとつこ  
れは検討してみたいと思つておられるわけですか。  
○島本委員 関連。白ろう病に対しての関連で  
す。

○森田委員長 島本君、なるべく簡潔に願いま  
す。

○島本委員 一点だけ。これははっきりさせてお  
いて、他日またこの問題について結論を得たいと  
思います。

いままでも白ろう病が現に起きている問題につ  
いては、いま政府委員からの答弁によつて、われわ  
れもはっきり理解することが、その程度ではでき  
るのです。大臣もいらつしやいますけれども、これ  
はいまに始まつた問題じやございません。もうす  
でに職業病として認定をされておる。最近の公害  
関係の病氣も、公害病として認定された以後数年  
間は、まだその治療の開発もできておらない、そ  
れからまた同時に予防するための技術の開発も行  
なわれておらない、これが現状であります。ことに  
公害の面では、これは最近顕著に指摘されてきて  
いる。白ろう病も、これもすでに職業病として認  
定されて、そしていまだにこの治療方法が具体的  
に開発されていないということ、これははっきり  
あるのであるかどうか、またこれを予防するため  
の技術の開発が行なわれていて、これを使用さし  
ていのかどうか、これは今後の面で大きい問題  
があるかと思うのです。私は、この二点だけは  
はっきりしておいて、今後の一つの資料にして  
おきたい、こう思いますが、この白ろう病につ  
いての治療方法の開発、それから予防方法の技術的開  
発、これが十分行なわれているのかどうか、これ  
に対してははっきりした答弁を林野庁にお伺いし  
ておきたいと思つておられます。

○片山政府委員 白ろう病の問題につきまして  
は、われわれも、先ほどもちよつと触れましたが、  
諸外国の関係を調べておられますけれども、ま  
だ不十分でございます。ただ、諸外国の例を見ま  
しても、あまり出ておらないというようにいまま  
での段階では調査されております。しかし、そう  
いうものはなおざりにすべきものではございませ  
んので、われわれとしましては数年前から、先ほ  
どちよつと触れました東京大学、それから労働科  
学研究所、そういうところに対しまして、治療は  
どうあるべきか、どうなつたらいいかということ  
を委託してお願ひしておるわけでございます。そ  
ういうことで、われわれも今後さらに抜本的に検  
討を進めてまいりたいと思つておられます。当  
面はやはり治療よりも予防、まず発生しないとい  
うことにおわれわれ林野庁といたしましては重点を  
置きました、そして先ほど申しました五つの方  
向で進めていく、こういう段階でございます。

○松尾政府委員 治療方法につきましては、厚生  
省でも四十一年以来治療研究助成金という研究費  
によりまして研究を続けております。先ほど来お  
話がございましたようにこれ一つやれば決定的に  
なおる、こういうようなものはやはりいまだ完全  
に報告はされておられません。ただ、薬物療法とし  
ましては、先ほどお話がございましたように血管  
の拡張剤、あるいは自律神経の遮断、あるいは精神  
神経安定剤、それにビタミンのB<sub>1</sub>、B<sub>6</sub>、B<sub>12</sub>とい  
うようなものをそれぞれ投与するというやり方、そ  
れから非常に重症の例に対しましては、先ほどお  
話もございましたが、交感神経節の切除術という  
ものも考えられておるわけでございます。そのほ  
か全身の温浴療法あるいは局所のマッサージとい  
う治療方法が有効である。症状が軽度のものであ  
れば、これは相当回復するといふことが、すでに  
臨床的にも証明されております。

○島本委員 これで終わりますけれども、私聞  
いたのは、抜本的にこの方法ができていのかどう  
かということをお伺いしたのです。それがわりあいに  
効果があるようだ、この程度の問題は聞きたくは  
ないのです。いままでもやつてこの程度は、少しく

九

らいは——効果のない方法をやっているとは思いません。それから林野庁でも、こういうようにしてもう技術の開発をして、白ろう病が起きないような措置をして、そしてあなたの従業員を働かせるのが正しいのです。この技術の開発も十分できておらないようだ。このままにしてやっても、人事院としては、これだけ特に優遇する治療方法は云々という発言があるのです。これをやっておいて、優遇するとは何ですか。もうすでにあなたの方で、これははっきり職業病として認定しておる。認定していなから、これを優遇する云々という、こんな発言はちよっとおかしいのです。そんな考えだから、これは抜本的な技術の開発も治療方法も出せない。出せないままに優遇することはいけません。患者だけが困るのじゃないですか。これは重要ですから、他日あらためてこの問題を徹底的に究明させてもらうことをお願いして終わります。

○加藤(万)委員 職業訓練法が審議の対象になっているわけですが、最初に大臣に質問いたします。

職業訓練法が、今回、抜本改正ではありませんけれども、相当部分が修正をされて提起をされているわけですが、私は職業訓練という問題が、国の行政の中で生かされる場合に、一体今日の労働力というものが、どのように配置をされているかという問題が、第一に論議をされていかなければいけないのではないかと、私には思っています。すなわち、私は前回も当委員会で要請をしまして、たけれども、どうも最近の傾向を見ておると、これは政府なり、あるいは国の経済政策にもよるので、第一産業に若年労働力が流れて、第二次産業に必要とする労働力が確保されていない。いわば消費者の側、あるいは一般市民の社会からいうならば、高度成長政策というものが消費の押し売りになっているのではなからうか。あるいは大資本の高度成長政策というものが、どうも第三次産業の中にその経済政策を求めていく。第二次産業の飛躍的な拡大から

第三次産業への消費を求めていく。そういう経済政策と相まって、若年労働力がそのほうに流動化をしようとしている。したがって、必要とする第二次産業に、第三次産業労働者を流動化するとするならば、そこにまた再び再訓練という問題が、あるいは労働力開発という問題が生まれてきてしまふのではなからうか。したがって、職業訓練全般を国の段階でとらえる場合には、労働力の配置という問題を一方に考えていかななくてはならない。いかならば第一次産業、第二次産業における労働力というものを確保する、あるいはここに重点を置く労働力の計画性というものがあつてしかるべきではないか。このようにまず第一に考えるわけでありませう。

したがって、大臣は労働大臣と同時に国務大臣でもありますが、そういう意味で閣議においても、あるいは政府の施策の中においても、第二次産業に若年労働力というものをどのように定着させるのか、この観点をどのように見ておられるのかということが第一。

それから第二には、中高年労働力というものが、いま若年労働力の不足を補っているという段階では、多少失業の緩和ということにはなっておりませんが、全般的にいいますと、やはり中高年労働力の需要というものが少ないわけですね。したがって、中高年労働者、ないしは婦人労働力というものを、第三次産業に活用していくならば、完全雇用政策という面的一端もなることが可能ではないかと私は思うわけです。そういう意味では若年労働力の第二次産業への配置計画、第三次産業における中高年労働力の配置、これによる雇用政策の安定といましようか、あるいは完全雇用に近い道筋というものを計画的に行なうことができるのではないかと、私には第一に考える。一体この点について、労働大臣であり、同時に国務大臣である大臣としての所見をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○原国務大臣 加藤さんのいまの御説、全く同感でございます。御承知のように、第三次産業へ

若年労働力が非常に流れております。その第三次産業にもいろいろございしますが、あまり健全でない、パーとかキャパレー、飲食店等へ労働者の数がおよそ百万人ぐらゐ流れておるといふ報告が出ております。それがしかも逐年増大しつつある。これは非常に文化が進んでいくと、やはりそういう第三次産業も、世界的に見てもかなりそういう産業が栄えておるのでございしますが、日本のように、いま御指摘のように、若年労働力が非常に不足してまいっておりますから、ぜひこれは第二次産業のほうへ回したい、こう思つて私どもは、この職業安定所を通じては、もつぱらそういう第二次産業への御紹介をしていく。そういうことでございしますが、第三次産業へいくほうは、国家の公共職業安定所を通さずに、どこか裏口から出ておるといふような実情で、非常に残念に存じております。できれば、そういうことでこれからももう少しよく——若年労働者に対しても将来のことを考えると、第二次産業へいくほうが適当であるというふうなことを、もう少し教育もし、PRもして指導したい、こう思つております。

それから次にお話のありました、労働力不足であるから、中高年労働力の確保、あるいは婦人労働力を確保するという問題。これも、日本ではいま中高年労働力とか、婦人労働力の活用が乏しいのですが、世界的に見て、日本などはやはりこの方面はおかれておると思ひますが、だんだんこの中高年労働力、あるいは婦人労働力が強まってきたております。たとえばデパートなんかでも、婦人の若年者が一番よけいに働いておるのは日本でございます。将来は外国並みに、婦人の中高年者が、デパートなんかも非常に数でございます。こういふようなことをいたしたい。

それからまたこういう職業についていたたくためにも、職業訓練をやりまして、そういう職種に定着して働いていただくような訓練制度を、今度の法案におきまして訓練法を抜本的に改正して、もっと労働者を多数訓練できるようにい

極的に進めていきたい、こういう趣旨でやっておりますので、ひとつよろしく願ひいたします。

○加藤(万)委員 大臣、私はわざわざ大臣を、国務大臣という形で御答弁をいただきましたのは——政府がつくられておる社会発展計画がありませぬ。私はあの中で一番問題になるのは、一つは物価の問題でありませうけれども、いま一つは労働力のどのような配置がなされるべきか、あの発展計画の遂行の非常に重要な手になるような気がしてならないのです。前回の経済五カ年計画が破綻になりましたのは、一つは物価政策が安定を失なかつたということ、いま一つは労働力配置がそれに伴つたことがございまして、結果的には指摘されている賃金の上昇、あるいは中小企業の若年労働力の不足からくる労働倒産、そういう方向が非常に阻害をしたということが問題点になっているわけでありませうから、そういう意味では今度新しく策定された社会発展五カ年計画ですか、あの計画の中に、労働力の配置というものを計画的に、しかも労働者としては流動的に配置をされる、そういうことが閣議の中でも、あるいは政府の施策全般の中でもとらえられていかなければ、再びあの計画が単なる机上のプランになつてしまつて、本物の計画にならないおそれがありますので、これは大臣としては十分留意をしていただきたいというふうに思ひます。

そういう観点から今度は職業訓練というものを見てみますと、いわゆる職業訓練の基本的な目標というものは、そういういわば日本が持っている若年労働力、ないしは潜在的労働力を含めて、どのように社会と個人にその労働力を貢献させ、あるいは労働力を価値高いものならしめるか。それが職業訓練の基本的な原則といましようか、基本目標になつていかなければいけないと私は考えるわけですね。

ところが、今度の職業訓練法を見てみますと、部分部分には多少そういう問題には触れておりますけれども、どうもそれよりも今日若年労働力が不足をしたから、ないしはそういう部門の産

業の労働力逼迫に対する供給源としての訓練、そのういつたところに視点が置かれて本法案が提起をされているといううらみが、私どもから見て非常に強いわけでありませぬ。

そこで、これは訓練局長にお伺いしますが、私は職業訓練の基本的目標というものは、いま前に述べましたようにいわば社会的に高い地位と、わが国に最も豊富な資源である労働力を有効に、しかもそれが個人の労働力評価としては社会的に賃金の面でも地位という面でも高く評価をされる、そういうために職業訓練を行なうべきである。いわば極端に言えば、第三次産業から転職をしてそれを補うための職業訓練、これは再訓練というところに今度はなりましたけれども、そういうことが何か基本になつてしまふような政策というものは、訓練法のたてまえからいっても誤りであるといふふうに私は思うわけですが、この職業訓練法の基本的目標、この辺について局長の御見解を聞いておきたいと思ひます。

○石黒政府委員 職業訓練の目的というものが、そのときどきの労働力の需要に応じて、人が足りないから中年をあわてて回して行くというふうな、そういう産業の需要に一方的に従属するものであつてはならない。むしろ労働者が、その職業によつて社会に貢献することのできる、そういう労働者を養成していく。それがおのずから産業の需要を満たしていくという姿であるべきである。私どもは考えております。法案の書き方につきましては、あるいは私どもの至らないところがあるかもしれないと存じますけれども、私どもといたしましては、従来の職業訓練法の第一条の「目的」におきまして、工業その他産業に必要とする労働者を養成するといふ書き方をしておきまして、どうも需要に従属するといふニュアンスが強過ぎたんじゃないかといふことを反省いたしまして、今回の職業訓練法におきましては、「職業人として有為な労働者を養成し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図る」ということで、労働者の職業人としての人格完成ということが主たる目的で

ある。それがおのずから雇用対策と相呼応するものだという書き方にいたしました。私ども、考え方をいたしましたしては加藤委員と異なるところはな

○加藤(万)委員 職業訓練というものは、先進国においてはいま言ったような角度で、国の政策の中でもきわめて重要な政策になつておるわけですね。これはドイツにおきましても、イタリアにおきましても、フランスにおきましても、そうである。イギリスにおいては、もちろんそうであります。そういう観点から見ると、単に今日の産業の必要な労働力、その需要に対応するという職業訓練ではなくして、いわば日本にある一番豊富な資源といわれておる労働力ですから、これを社会発展のためにも、また訓練によつて労働力の価値というものが全般的に高められる、労働者という人格が社会的にも高められる、そういう方向の原則は常に失われないようにこの法の運用をお願いしておきたいといふふうに思ふのです。私はよく言うのですけれども、たとえば家内労働法がこの次に問題になつてまいりますけれども、家内労働法というものは、私は必要悪だといふふうに思つておるわけですが、本来はあつた法律は、あるべき姿の法律ではない。労働力が完全に計画的に配置をされるならば、家の中で労働をするといふことはあるべき姿ではない。あるいはパートタイムでもそうですが、あるべき姿ではないのであつて、本来第二次産業なり、第一次産業の中の一人の労働者として存在をするといふことであつて、今日家内労働といふものが存在をするから、必要悪として家内労働法を制定せざるを得ない、私はそういう観点で常にとらえておるのです。そういう意味でもいま言った原則といふものをぜひこの法の運用にあつては、またこれから法を審議をされるあるいは次の段階には、もつとよりよく発展をするかもしれないませんが、そういう段階にあつて、いま言いました原則を忘れずに、ひとつ法の運用をお願いをしておきたい、かように思ふわけ

です。

今回の法律の具体的な問題について、逐次お伺いをしてまいりたいといふふうに思ひます。前回、私どもの枝村委員が質問をいたしておりますから、できる限り重複を避けて質問をしてみたいといふふうに思ひます。

○石黒政府委員 職業訓練所という名前を、職業訓練校というふうに変更したことは、これは名前を変えたといふことで、実態の変更と不可分のものではございません。しかし、従来の職業訓練所は、訓練法が成立いたしました前の、補導所といふものからの引き継ぎの訓練所が多うございまして、どうも昔の、すなわち失業対策事業の一環的な補導所のイメージがどうもまだ残つておるという受け取り方が多いわけでございます。今日の職業訓練行政に期待されるところは、昔の補導行政とは全然違つたわけでございます。先ほど御質問がありまして私からも申し上げたとおりでございます。

〔委員長退席、谷垣委員長代理着席〕  
そこで訓練所の実態、あるいは訓練行政の性格といふものが変わつたにつつきましては、もし訓練所といふ名前がそういうイメージがついておるならば、この際これを名前を変えてイメージアップしたほうがよからう、そして校といふ名前は、人を教育する場所といふ意であるといふふうに入れてございませぬ。そういう気分を入れて名前を変えたといふのが経緯でございます。

○加藤(万)委員 専修訓練校、高等訓練校ですね、前回は論議がありましたけれども、いま労働者が必要とする職業訓練といふのは二つの点で問題があると思ふのです。一つは、今日の技術革新

なり、あるいは合理化に即応する、科学的に形成をされた多能工といふものをこの際つくる必要がある。それからいま一つは、きよりの熟練工でもあつたは無能な工員になつてしまふ、いわゆる無能工への転落を、どのように再訓練をして阻止をするか、ないしは転換をはかるか、この二つの観点があると思ひます。いまお話がありました専修校ないしは高等訓練校、これを通して一体いまの技術革新なり、あるいは合理化に対応する多能工の養成といふものは、職業訓練校、専修訓練校ないしは高等訓練校という段階別によつて形成をされるものであらうか。それとも養成校から高等訓練工、といつてはおかしいですが、高等訓練校に至る一貫した知識と技能の養成が必要ではないかといふふうに私は思うのですけれども、あえて専修校と高等訓練校といふふうに分離をされた、その面は一体どういふふうにとらえたらよろしいのでしょうか。

○石黒政府委員 おつしやるとおり、当面の必要といつたしまして、多能工の養成といふことと、それから技術革新に対応いたしまして、職種転換が容易にできるようにといふ二つの点がございますけれども、実はこれは二つの点があつて一つに つながる問題である。すなわち職種転換でも、非常に狭い単能工として養成された場合には、ゼロからやり直しをしなければならぬ。幅の広い多能工であるならば、転換訓練も非常に容易にできるという点があると存するわけでございます。したがらしまして、今後の職業訓練の基本は、多能工的な幅の広い訓練をするといふところに重点を置いてまいりたいと思つておるわけでございます。

従来の一般訓練所と総合職業訓練所の区別、これがほぼ専修訓練校、高等訓練校の区別に対応するわけでございます。おつしやるとおり、すべての訓練校を全部多能工を長期的に養成する訓練施設に一本に切りかえたいといふのが私どもの理想でございますが、しかしながら現在のところは総合訓練所は八十何カ所しかございません。一般訓練所のほうは三百幾つかあるわけでございます。そ

れを一斉に切りかえるという事は事実問題として不可能である。そこで、専修訓練校を、できま  
すならばできるだけ能力の及ぶ限りにおきまして  
高等訓練校のほうに切りかえていくということ  
と、それから専修訓練校の教育そのものを、狭い  
単能工に限ることなく、時間的にはやや不十分で  
あるけれども、多能的な基礎を与えていくとい  
う、両面立てで当面努力いたしたいと思ひます。

○加藤(万)委員 これは少し重要ですから、いま  
少し突っ込んで聞きますが、職業訓練審議会でこ  
の問題を相当論議になったというふうに関いてお  
るわけですか。いわゆる養成コースというものは専  
修校、高等訓練校を問わず、一つのコースとして  
考えるべきではないか。同時に、いま一つ重要な  
のは、最近の中学卒がきわめて少ないというこ  
とですね。これから職業訓練を受けるであろう対  
象者は、中卒よりもむしろ高卒のほうが全般的に  
ふえるであろう。そうしますと、高校を出ているわ  
けですから、二応多能工としての学問的素地はある  
というふうに見なければいかぬわけですね。そう  
しますと、いまお話しにありましたように総合訓  
練所が八十二、いわゆるこれから高等訓練校にな  
るであろうところが八十二ですか、それから一般専  
修校が三百幾つですかね。そうなりますと、その比  
重というものが、単なる学問、中の訓練課程の教  
科課程の充実というよりも、むしろその比重が高  
校を卒業した者が対象になるという以上は、高等訓  
練校のほうに全般的な比重がかかるべきではない  
かというふうに私は思うのです。とすると、いま言  
いました専修校が比較的軽量としては多くて、高等  
訓練校が少ないというものを、段階的に切りかえ  
るといっても時間的にはそんなにならぬわけ  
です。今日高校入学者はもう全国では八〇%をこ  
えるわけですし、都市ではもう九〇%以上が高卒  
なんです。そうなるにつれて、必然的に高等訓  
練校の拡大というものがこの時期から考えられて  
しかるべきだし、また受講の対象も専修よりも高  
訓のほうに比重を置く。員数的にも確保する。訓  
練校の定数の上でも拡大をされてしかるべきでは

ないかというふうに思うのですが、審議会ではこ  
の辺の論議はどういうふうになったのでしょうか。  
か。それを受けて労働省では、これを過渡的には  
いま言われた処置をとるにしても、将来の展望と  
してはどういう方向を求められようとしておられ  
るか、お聞きしておきたいと思ひます。

○石黒政府委員 審議会におきましては、おほむ  
ね加藤委員御指摘のような、今後は多能工を中心  
とする訓練に切りかえていくべきである、した  
が、専修訓練校というものの立場で大きいに考  
えなければいけないのであるという御議論がござ  
いました。私どもも、全く同感であります。一ペ  
んにそうはいかないけれども、重点をできるだけ  
早く移すようにいたしたいというふうにお答え申  
し上げております。で、御承知のごとく高等訓練  
校、従来の場合の総合訓練所は雇用促進事業団立  
でございまして、都道府県は一般訓練所すなわち  
今度の専修訓練校が設立を認められていなかっ  
た。これが従来ネックであったわけでありませ  
ぬ。これが従来ネックであったわけでありませ  
ぬ。現に都道府県がもと長期の本格的な多能工訓練  
をいたしたいという希望も内々持っている県もた  
くさんございます。今回の法律では都道府県並び  
に市町村も高等訓練校を設置できるというように  
いたしました。これがどのくらい設立されるかと  
いうことにつきましては、これは地方公共団体の  
自主性に向つてございまして、私も補助金の  
運用等におきましては、重点の置き方は、でき  
るだけ高等訓練校、多能工養成校というほうに補  
助金の重点を置いて、この誘導を積極的にいたし  
たいと考えている次第でございます。

○加藤(万)委員 どうでしょう、現在の実態から  
見て、いわゆる専修校のものを高等訓練校にする  
には、いま地方自治体にある施設は、時間的には  
どのくらいの間を置けば、総合訓練所がやって  
おっただけの設備ないしは機能を持たせられるよ  
うになりますか。

○石黒政府委員 現在の専修訓練校の全部にいま  
の総訓と同じような設備、能力を与えるというこ  
とは、それは近い将来には不可能でございます。し

かし、都道府県立の訓練所におきましても、非常  
にレベルの高いのがございます。国立の総訓より  
はむしろりっぱであるというふうな訓練所もある  
わけでございます。これは教室も若干の建て増し  
をするというふうなことで、急速に高等訓練校に  
変わり得る。それはまた、都道府県の財政の強さ  
にもよるわけでございます。具体的に申して  
よいかわかりませんが、たとえば大阪府あ  
たりの府立訓練所というのは、総訓が少し恥ずか  
しいくらいりっぱな訓練所を持っております。し  
たが、いま、都道府県立の訓練所が高等訓練校  
に切りかわり始めるのは、来年度からでもどん  
どん始まると思ひます。しかし、それが何年でも  
て何%くらい切りかわるかということにつきまし  
ては、私もまだ府県に特別な問い合わせもして  
おりませんので、この際は確たることは申し上げ  
かねます。これはできるだけ早急にいたすべきも  
のと考えるわけでありませぬ。

○加藤(万)委員 先ほどお話しがありましたよう  
に、総合訓練所が八十二ですね。それから地方の  
訓練所が三百幾つですかね。私は、ここ二、三年  
の間に高訓になる地方自治体のいまの訓練所です  
ね、これが倍、少なくともその将来の率からいけ  
ばファイブ・ファイブ・ファイブくらいにならな  
ければいけないような気がするのです。それが先ほ  
ども申し上げましたように、高校卒の人が事実上  
そこに入所するようになるわけですから、そう  
なつてきますと、専修校があつてもそこに入所で  
きる資格といましましよるか、あるいはそこを越え  
た資格の者が多く存在してくるわけですから、実  
質的には地方の三百幾つの中の半分以上がい  
わゆる高訓の施設と能力を持つ、そういう誘導的  
な政策というものをとらねないと、事実上地方自  
治体にそういうものをつくつてもよろしいという  
法律体系をつくりましても、実質上それが使用で  
きないということになるわけですね。これはひとつ  
あとで大臣にもお聞きをいたしますから、御記憶  
をお願いしたいと思います。地方自治体のいわゆる  
一般職業訓練所をそういう形にしない限りは、い

まの高卒という人が対象となる限りは、職業訓練  
所が無用の長物になってしまう、このことをひと  
つ御記憶をお願いしたいと思います。当然脆弱な地方自治  
体についての財政の補助、交付という問題をこの  
次には廻上のせなければならぬ課題であるとい  
うことを含めて御記憶願つておきたいというふ  
うに思ひます。

○石黒政府委員 計画定数で申し上げますと、公  
共職業訓練所、一般職業訓練所——今度の専修校  
でございます。これが四十三年度七万九千五百七  
千五に對しまして、四十四年度は八万五千六百  
五、すなわち一千名の増加でございます。それか  
ら総合職業訓練所につきましては、四十三年度四  
万二千六百六十五に對しまして、四十四年度は四  
万四千二百九十、二千名の増加と相なつておりま  
す。そのほか身体障害者や大学がございまして、  
これはちよつと……

○加藤(万)委員 局長、この数字では私が先ほど  
言ったことにならないように思ひます。審議会  
ではおそろく、専訓が従来は二、それから高訓が  
一ならば、これからはでき得る限りその比率を逆  
になささい、いわば専修訓練を二にして、高訓を二  
の方向に持つていきなさい、こういう、委員の非  
常に多くの意見があつたというふうな私聞してい  
るわけですね。少なくとも四十四年度の卒業生を見  
てみますと、高校卒と中卒との比率はずいぶん変化  
してまします。したがって私は、中卒、高卒の年度別  
の比率の差、それをそのまま参考にして、高訓あ  
るいは専訓の計画定数をこれからは定めるべきで  
はないか。そうでないと、確かにまだ中卒の分野

が非常に多いですから、募集すれば集まらないことではないと思えますけれども、実際の国の労働力の活用、開発という面から見れば、高校卒の若年労働力を、どのように国として訓練をするかということが、より重要な課題になってくるのじゃないでしょうか。したがって、昭和四十四年度あるいは昭和四十五年度の計画定数をつくられる際には、いまの中学卒の比率をある程度参考にしたが、その定数の確保、同時に高訓の事業場設備の拡大を行なうべきではないかというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○石黒政府委員 御指摘は、まことにごもっともでございます。実はただいま、四十三年度と四十四年度の数字を申し上げましたが、四十四年度の数字をもって、この訓練法改正後のビジョンを描いたものとお取りいただきますと、非常にたらいわけでございます。これは法律改正案ができません前の、実質的には昨年の八、九月ごろに編成した予算でございます。この中には、県立の訓練所を高訓に切りかえるという見込みは、全然入っておらぬわけでございます。改正法がもし成立いたしました場合には、早いもので四十四年の四月からできないわけでございます。それが全然入っておらない。それからもう一つは高校生の訓練、高校卒業生の訓練基準というものは現在まだつくっておらない。現在の高校生は約一割強入っておりますけれども、全部中卒と同じ訓練をしておるわけでございます。それではいけないので、高校卒訓練基準をつくらねばいけません。これもまた法律が国会を通過いたしましたならば、直ちにその作業に取りかかって、本年度の夏から秋にかかましては、審議会は高校卒基準でたいへん御多忙をお願いしなければなりませんよということ審議会にもお願いいたしました。したがって、改正後の姿というものは、四十五年度以降に入りますので、四十四年度は不十分なことは重々申しわけございませんが、まだビジョンが実現には至っておらないというところで御了承願いたいと思えます。

○加藤(万)委員 その答弁でいいと思えますが、ただ四十三年の七月二十九日に、職業訓練審議会は、本問題に対するあり方について答申をしていられるわけですが、この中身をずっと読んでみましても、新たに多能工の訓練については当然配慮していかねばならないということが言われ、これが今回のこの法律の提起になったわけですね。しかし、その段階でも、もうすでに去年の七月の際に提起をされて、おそらくこの審議会で答申が出るまでにはそれよりも数カ月前から審議があつたものと思えますから、したがって、本法案の提出と同時に、本来は、私どもはそこまでの予算化と、そこまでのビジョンをもって提起をされてはしかなかったと思うのです。これは来年度に持ち越される課題ですから、そういう意味での配慮を、あるいは行政指導というものを十分になされるように要請をしておきたいというふうに思えます。

そうなつてきますと、先ほど原則的に申し上げました職業訓練のあり方というものは、日本におけるそれと、いま言いましたような職業訓練の対象が非常に変化をする、多能工に変化をしていく。ですから訓練法令が出た当時の職業訓練の計画内容とは、相当抜本的にある意味においては変えていかなければならないわけですね。したがって、この職業訓練の基本計画、この問題については、単に従来の職業訓練をやや近代的条件に即応するという手直し程度のものでなく、むしろ今度の場合には、民間の認定事業場等にもその影響力が拡大をしていくわけですから、そういう意味では、労働省が提起をされる職業訓練の基本計画というものは、きわめて重要な要素を私は持つと思うのです。いわゆる一般社会的要素を持つわけですね。労働省が、従来あつた失業者を再訓練するとか、あるいは中卒者を多少専修訓練を行なつて、国全体の中の技能工に仕上げるという問題ではなくて、国全体の中の技能工、技能というものを、あるいは多能工というものを、どういうふうにするのか、こういう観点になってまい

りますと、基本計画というものが従来のしきたりから一歩手直しをしたということから、違つた観点から、基本計画——違つたというものは、抜本的な日本の労働力の再編成、あるいは日本の労働力の有効活用、そういう方面から、非常に視点の変わった基本的な施策というものが必要じゃないかと思うのですが、この辺はどうですか。

○石黒政府委員 御指摘の点は、私どもも全く同感でございます。現行の訓練法におきましても、職業訓練計画という規定はございますけれども、内容につきましてはあまり規定はございませんし、現実にこなつておられます訓練計画というものは、全部トータルの数だけあげて、何年間で数をどのくらいに持つていくということぐらいしか書いていません。今後の訓練計画というものは、そういうラフなものであつては行けない。したがって、法律におきましても、経済の動向、労働市場の推移等についての長期見通しに基づき、かつ、技能労働力の産業別、職種別、企業規模別等の需給状況、労働者の労働条件及び労働能率の状態等を考慮して定められなければならない。さらに、その中の中小企業等特定の職種などについて特別の規定ができるということで、従来よりよほど具体性を持つてわけでございます。

その手続につきましても、従来のように中央職業訓練審議会に聞くだけではなくて、さらにその際に関係官庁と打ち合わせをすることはもちろん、都道府県知事の意見も聞くというような手続を経て、労働力の実態、あるいは各地の実態というものを、より正確に反映し、かつ大きなビジョンを持ちまして、それに引っぱつていくという強い性格を持った計画にぜひともいたしたいと考えている次第でございます。

○加藤(万)委員 今度は訓練校という名前で、学校という名前に非常に似通つてきたわけですが、この際やはり文部省で、学校教育法との関係を明確にしておかなければいけないというふうに思うわけですね。いまも質疑の過程にありましたように、これからは高校を出た者が高等訓練課程を受

ける、こういうことになってまいりますと、それから一方では、いわゆる学校教育法では、ほとんどが高校入學ということになっているわけですから、労働省の行なう訓練校と、高校までの文部省の教科課程というものを、どのように位置づけるか、逆に言えばどのように区分をするか、あるいは関連を持たせるか、この辺が非常に重要な課題になってくるかと私は思うのです。

そこで、今度の答申の中にもありますけれども、たとえばいわゆる学校教育法における職業科目については、労働大臣が、その科目について異議とあればおかしうすけれども、意見がある場合には、文部省に報告をしたらどうかということですが、この答申案の中にも実は含まれておるわけですね。したがって、この訓練校の基本目的と、学校教育法に基づく高校教育の基本目的、この辺を明確にする必要があるというふうに思えます。

そこで文部省が見えてきますね。  
○谷垣委員長代理 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○谷垣委員長代理 速記始めて。  
○加藤(万)委員 それでは、これからは多少いまい学校教育法と職業訓練校との関係がありますので、この辺で一べん休憩をして午後後に回したいと思います。

○谷垣委員長代理 この際、午後一時十分まで休憩いたします。  
午後零時二十九分休憩  
午後一時三十分開議  
○森田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。加藤万吉君。  
○加藤(万)委員 午前中質疑を残しましたので、続行いたします。  
午前中問題になりました、今度職業訓練校ということになるわけでありまして、文部省の学校教育法との関係をこの際明確にする必要があるかどうか

と思ひます。質疑の中でも明らかにいたしましたように、これからは高校卒の訓練生が入校するわけですから、必然的に普通教育と職業教育との観点、あるいは普通教育を受けた訓練生に次の専門教育をする関係、この区分と、それぞれの訓練校なり学校教育法に基づく目的条項とが、関連性はありますけれども、目的というものは明確に区分をしなければ相ならないと思ひます。そういう観点から、職業訓練校の基本的目標と、学校教育法上の訓練校に対する要請といましようか、あるいはあり方といましようか、そういう観点からの文部省の御意見並びに訓練局長の御意見をお聞きをしておきたいというふうに思ひます。

○石黒政府委員 学校教育と職業訓練との関係は、一般的に申しますと、学校のほうは、一般教養的な、あるいは社会人養成といったような観点からなされるものであり、職業訓練のほうは、りっぱな職業人を養成するという観点からなされるものであります。一見その分担というものは明白でございますが、しかしながら、具体的な姿に相なつてまいりますと、御指摘のごとく、職業訓練校において行ないます職業訓練と、学校、なかんずく職業系の高等学校の教科というものは、相当程度重複をする面がございます。これにつきましては、たとえば訓練所に通いながら定時制高校に通うというようになつてまいります。その重複をできるだけ省きまして、どちらか一方を履修すれば片一方の履修としても通用するという制度を設けております。しかしながら、基本的には、職業訓練がさらに普及いたしました暁には、学校制度そのものにつきまして、職業訓練との関連でいろいろ考えていただかなければならない点もあるんじゃないかと考えておりますが、これにつきましては、午前中申し上げましたように、高卒の訓練をどうするかというところにつきまして、私も、私どもまだ具体案をつくっておらない段階でございます。将来の問題としてこれは引き続き、きわめて重要な問題として検討すべきものと考え

ておる次第でございます。  
○加藤(万)委員 文部省の答弁はあとでいただきます。訓練校の教科課程の単位は何時間とりますか。専修校では何時間、それから高訓では何時間ですか。

○石黒政府委員 時間数は若干の出入りがございますが、総訓の機械科の訓練生は二カ年間に三千六百時間というふうに相なっております。  
○加藤(万)委員 おそらく労働省が出されております一般訓練所ですね、今度の専修校、それから高訓、それは一年について千八百時間、二年については三千六百時間というふうに私は理解しております。そうしますと、この時間の単位というのは、一体どこからはじき出された時間単位ですか。いわゆる一年間に千八百時間という時間単位というものは、何を基礎にしてその時間にされたのですか。

○石黒政府委員 おおむねこれは労働者の場合を参考にいたしまして、一日八時間、年間約五十週という計算をございまして、それに若干の休日を差し引くわけです。そこで一年千八百時間ということに相なります。  
○加藤(万)委員 文部省にお伺いしますが、高校の一年の時間単位は何単位で何時間ですか。  
○大崎説明員 高等学校の卒業に必要な最低単位数は八十五単位でございます。これは三年間に八十五単位でございますので、一年にいたしますと、大体大きっぱに申しまして、三十単位と考えると、大体大きっぱに申しまして、三十単位と考えると、よろしいと思ひます。一単位三十五時間の授業をございまして、大体一年間の授業時間数は千五百時間程度だろと思ひます。

○加藤(万)委員 いわゆる学校教育の時間単位と、それから職業訓練の時間単位は、いま千八百時間とおっしゃいましたが、大体似通っている。それを基礎にして、いま労働省は、労働者の一日当たりの時間単位に稼働日数をかけた、こうおっしゃっておりますが、そういう関係で生まれたものではありませんか。

○大崎説明員 ただいまお答え申し上げましたのは最低の時間でございまして、標準で申しますと、大体千九百九十時間が標準でございます。したがってほほ類似しております。  
○加藤(万)委員 職訓局長、いまお伺いしたとおり、職訓の時間単位は、おおむね学校教育法に基づく時間単位を参考にしながらつくつたように私には思われる。そこで、そういうことになりましたと、職訓校と、それから一般学校教育法に基づく観点とは、おのずとその性格と目的が違ふと言われましてけれども、実際には、時間単位の関係等を見て、そういう関連というものはあるのではないかと私は推定するのです。同時に、職訓の時間単位が多いということは、たとえば企業で働いておる場合等の実習時間は実習時間として、所によつては訓練の時間単位に編入をしておるようです。それから、それを差し引きますと、学校教育法上の時間単位と、いままでの総訓なり一般訓練所の時間単位とが、非常に似通つた時間単位になっているわけです。したがって、そういう関連というものは、ここに存在をするのではないかと。いわゆる学校教育法に基づく教育時間単位と職訓の時間単位とは、結果的にはありませぬけれども、普通教育課程というものを一応頭に入れながら、同時に職業訓練の新しい専門的知識を与えるということに関連があるのではないかと、こういうふうに私は見ているのですが、いかがでしょうか。

○石黒政府委員 どうも、そういう御趣旨でございますが、公共職業訓練の場合には、一般的な場合一年間千八百時間でございまして、高校の場合には、ただいま文部省からの御説明では、最低が千五百時間、平均的な標準が千九百九十時間、約六百時間もまあ似ているんじゃないかとおっしゃれば、似てないとも別にして申し上げる必要もないわけでございますけれども、私どものほうは、一日の労働時間かける労働日に若干の休暇を加えるという計算で出しておりますので、かなり食い違つてお

りまして、私どもとしては、ふだん気にしておる点、たとえば夏休みなんか、とても学校の子供みたいになんかやれないという点が気になっておる点でございます。  
○加藤(万)委員 いま神奈川県には、いわゆる一般訓練所プラスその上に技術高等学校を定時制として継続をさせているわけです。これは先ほどの基本目的からいいますと、いい方向なのではないかと。悪い方向なのではないかと。  
○石黒政府委員 それは全国できわめて例外的な存在でございまして、それについてのいいか悪いという評価も、私の個人的感想としてお聞き取りいただきたいと存じます。非常に野心的な企てであると考えております。しかし若干の無理もある。そういう無理をおかしてああいう制度をつくらなければならぬという点につきましては、訓練と学校との関係の調整というのがまだ十分にできていないために、ああいう制度を若干の無理をおかしてやつたものというふうに私は考えております。これは私の個人的な評価でございます。  
○加藤(万)委員 どうでしょうか、文部省の学校教育法の立場から見ると、いま相模原の職業訓練所は、一年間は職業訓練所の教科課程、そして二、三、四年、合計で四年間をとつて全日制という形の技術高等学校、こういうふうにして全日制という方向というものは、学校教育法の立場から見て、あるいは文部省の教育政策から見て、いい方向なんではないかと。それとも直されていくべき性格のものではないかと。  
○大崎説明員 文部省といたしましては、中学校卒業後の青少年ができるだけ教育の機会を得るということが最重要だと考えておるわけでありまして、その中心的な存在といたしまして高等学校がございまして、現在七七%近くの青少年が高校へ進学しておりますけれども、ひとり高校に限りませず、十五歳から十八歳までの教育を、いわゆる後期中等教育という形でできるだけ多くの青少年に教育の機会を与えるということが、文部省としてはかねてからの施策であるわけでありまして、その



あの規定が落ちた一つの原因になっているわけでありませぬ。非常に特定したものを考えているわけではございませぬ。

ただ、御指摘のごとく、職業訓練行政と学校行政との接点の問題というのが、まさにその一つがたまたまあの形であらわれておると私も思っております。この接点をどうすり合わせるかという問題につきましては、私どもも目下鋭意検討中であり、外国の事例も検討いたしておりますが、直ちにどうこうという確信がある案は、まだなかなか時間がかかると思いますが、かなり問題がある、現在の調整措置だけでもって接点は十分解決されたものであるというふうにも言い切れぬ点があるのではないかとこの際にも考えております。

○加藤(万)委員 ここはひとつ大臣答弁をいたされたかと思っております。私はかかってやはり職訓の基本計画にあると思っております。職業訓練の基本計画の策定の中に、この問題の接点を求めていくということがどうしても行政上は出てくる。たとえば職訓の基本計画の中に、いわゆる普通教育課程における能力というものを専門的能力に転換をする場合に、たとえば定時制の高校の位置づけをどうするか、あるいはそれとの関連を持たして、専修訓練校の場合にはカリキュラムはどうするかという問題等が出てくると私は思うのです。したがって、ここでいま研究であるということですから、すぐどうということではできないと思いたすけれども、職業訓練基本計画の策定にあたっては、職業訓練と学校教育との関係、それから先ほど私はずっと言いましたけれども、高訓課程の比重の増大等は相当慎重に配慮する必要があるかと思っております。したがって、そういう意味の中央職業訓練審議会の意見を十分尊重する必要があるかというかと考えるのですが、いかがでございませぬ。

○原国務大臣 加藤さんのお説のごとく、職業訓練と学校教育課程との関係、接点、それからまた職業訓練の基本計画の中にそういうものを盛り込

んでやる等、さらに午前中の御質問のように、高等訓練校をもう少し強化する等、お説のとおりでございまして、御趣旨に沿うように善処したいと思っております。

○加藤(万)委員 文部省にいまの点は要請しておきますけれども、現実には、訓練校一年と見て定時制の高校制度をとっているところが、神奈川県の場合にはあるわけですね。それから、今度新しい法案では、高等訓練校が三年制度まで設けて、しかも地方自治体に設置することができるといふことになりまして、当然いうところの専門的短大の制度というものが関係して生まれてきます。したがってこの辺は、学校教育法との関係を、労働省との間にしっかりと調整をしていただく。同時に訓練審議会で、いま大臣の答弁がありましたように、慎重に配慮することですから、その際に文部省側の意見も十分反映できて、いまの体制がいかどうか。これからまだ見てみなければわかりませんが、そういうものによりよい発展の方向に検討を願っておきたいと思っております。

その次に、職業訓練団体についてお伺いをします。今度の場合に、新しい法案の中でも特徴的な要素でありまして、職業訓練団体を中央につくる、あるいは地方につくる、私はこういうように実は思うわけです。職業訓練団体をつくる際には、一番問題になって、基本的にその焦点を置かなければならないのは、ILOが勧告をしている内容に沿った、そういう国家的な施策と、いまいかが、それをサセズチョンする、そういう中央会になっていかなければいけない、あるいは地方自治における訓練団体になっていかなければいけないというふうには思っております。その中央会なり地方の訓練団体が、産業に必要な、ないしはその地域に必要な労働力の需要をどうつくるかという点にも内容的に変化をするならば、これはたいへんな団体になってしまおうと私は思うのです。本来、日本にある労働力の再開発であるとか、あるいは多能工の必要性、それを個人に対しても国に対しても奨励をし、それを育成してい

く、そういう団体にならなければ、この団体のほんとうの価値はないと私は思います。そこで訓練局長にお聞きしますが、今度できる職業訓練団体の基本的な目標、目的というものを、一体どういう観点からあげられたのでしょうか。

○石黒政府委員 職業訓練団体の使命につきまして、たいへん御理解ある御質問をいただきましたが、直接的には私ども非常に遠大なことを考えているわけはございませぬ、従来ございました中小企業の共同職業訓練というのが、法人格もななく、したがって主体性もはつきりしない、財産帰属もはつきりしない、こういうものに法人格を与えることによって中小企業の共同職業訓練を伸ばすことができるのではないかという、中小企業の共同職業訓練主体に法人格を与えることが第一の目的でございます。そういうものができた場合には、これがばらばらになっておつては非常に力が弱いので、連合会をつくりまた全国団体もつくるということ、相互に助け合い、また連絡もし合うということが必要であらうというふうに考えておる次第でございます。現在のところ、民間の職業訓練をこの団体のみが代表するというような、非常に大きな強力なものを考えておるわけはございませぬ。もちろん職業訓練事業を行なっている法人は、協同組合以外にも連合会や何かには加入できるわけでございます。けれども、これをもって職業訓練団体の大同団結というところまでは考えておらない。とりあえず、末端の法人育成としては当面のものであつて、連合会、中央会がございませぬ。これはおなじばらく時間がかかるのじやないかとこの際にも考えております。

○加藤(万)委員 私が一番心配するのは、何かそれが労働政策であり、あるいはその団体が産業別につくられることによつて、産業の中に必要な労働力の再開発なり、あるいはそれに必要な多能工のみを政府が行なう職業訓練計画に強要する、そういうことが起きてはたいへんなことになるわけですね。局長、御存じでしょうけれども、ILO勧

告は、いわばその国における労働力のそういう意味での有効的活用を中心にして職業訓練は行なわれるべきであつて、その産業の需要や使用者側の需要によつてのみ行なうべきでないということが反対的には読み返されるわけですね。そういう意味では、この訓練団体がそういう道筋を踏まえながら行く。そういう道筋を行なうような行政指導というものは、この場合にはきわめて重要なウエイトを持っているわけですね。そういう意味で、いま言いました目的とこれからのあり方、それから政府の行政指導のあり方、そういうものをこの際明確にお聞きしておいたほうがよろしい、こういうふうに思つたわけですね。

ちよつと補足をしてお聞きしますが、この訓練団体に対して政府の財政的援助はありますか。○石黒政府委員 職業訓練法人につきまして、これが政府に強い圧力を加えるような団体になるほど大きくなれば、私どもとしてはむしろ頼もしいくらいのもので、当面はなかなかそんな強力な団体にはなれませぬ。この育成にはかなり時間を要するであらう。したがって、その間におきまして、御注意のありましたような点は十分留意いたしまして、へんてこりんな団体にならないよう指導したいと考えています。

なお、補助金の点につきましては、末端の職業訓練法人に対しましては、中小企業の共同職業訓練に対する訓練生一人当たり幾らという補助金が参ります。すなわち、末端の法人には参りませんが、連合会及び中央会の上部構造につきましては、現在のところ補助金というものは考えておりませぬ。○加藤(万)委員 引き続き職業訓練審議会についてお伺いをしておきたいと思つております。私は今度のこの法律案を読みまして、労働省令で定めるものが非常に多いわけですね。たとえば先ほどの期間の問題にいたしまして、もうすでに、それから訓練実施計画、この問題も労働省令で定める。労働省令で定める分野が非常に多い関係上、いわゆる官製訓練になる危険性が非常に考

えられるわけです。それもい意味の官製訓練ならこれは歓迎すべきでしようけれども、率直に言つて実際に必要な、たとえば労働者側に必要とする訓練、あるいは企業側が必要とする訓練等を吸収する場所というのは、この訓練審議会を通じてしか実現はないわけですね。そういう意味では訓練審議会の仕事が非常に重要になってくると思つたのです。聞くところによると、中央の職業訓練審議会はときおり開催をされて論議をされてはいるようですが、地方自治体においては、今度は高訓までできるわけですから、あまり活発に動いていない。また訓練審議会の設置状況も、ない府県もあるように聞いているのですが、この辺はいかがでしょうか。

○石黒政府委員 中央職業訓練審議会が非常にしばしば開いていることは御承知のとおりでございます。地方につきましては、現行法では、御承知のごとく設置することができるといふことで、必置機関ではございませんので、訓練審議会をつくつております都道府県が三十八、つくつておりませんが、なお八つ残つておるわけでございます。これは今回全都道府県に強制設立になるわけでございます。その回数につきましては、多いのは毎月一回あるいはそれ以上やつていられるところもありません。少ないほうでは半年に一回しかやつていない。非常にまちまちの運営に相なつておるわけですね。これは予算というよりもむしろ県ごとの熱意のいかんによる点が多いのではないかと。この辺も、法律制定を機会といたしまして、さらに強力に指導したいと考へておられます。

○加藤(万)委員 問題は、地方の場合には審議会にかかるとなると、審議会が本来機能的に果たさなければならぬ役割り、任務といひましようか、それをもつと与える必要があるかと思つたのです。どうでしょうか、これは一つの例ですが、今度は認定事業所がたくさんあります。それから民間の職業訓練についても、いろんな意味での法的擁護ないしは職業訓練法との関係が起るわけです。そこで、認定事業所をどこにするかという

ような問題は、まあ地方の場合は地方の審議会にかけてその意見を聴取して決定をする、そういう行政指導をやられると、その審議会に一つの任務を与えるということになるのではないかと。この辺に私は思つたのですが、この辺はいかがでしょうか。

○石黒政府委員 たとえば民営の有料職業紹介の認可は全部職業安定審議会にかけておられます。というように、事業内職業訓練の認定を審議会にかけるということも可能ではございませんけれども、民営の有料職業紹介は全面禁止のうちの例外的に特に許可するものだから、慎重を期して審議会にかけてみて、許可されるものをしぼりにしぼつておるわけでございます。認定職業訓練の場合は、これはそれほどしぼりにしぼる必要はないのであります。むしろどんどんやつてもらいたいという趣旨でございます。審議会の開催まで認可できないということではない。むしろ一般の基準に問題なく当てはまるのは審議会にかけぬ、ただし、疑問のある要指導というふうなものについては審議会にかけるといふようなところではなからうかと思ひます。

なお、審議会につきましては、今後全都道府県の職業訓練計画をかけるか、あるいは訓練校の職増、あるいは訓練校そのものの増設というふうな、審議会にかけなければならぬ仕事はたいへんふえてまいりますので、今後は審議会がひまではないと考へておられます。

○加藤(万)委員 いまおっしゃられたように、認定事業所がふえればふえるほど歓迎すべき処置ですね、確かに。それならば、そういう仕事の拡大を要望されればされるほど、もし一月にべんずつ、ないし三カ月にべんずつ、認定事業所の申請があつたということであれば、それをかけるために審議会を開かせる。これは一つの例です。そういうことが、従来眠つておつた、ないし従来設置をされていなかった府県に、審議会の本来的なあり方をつくり出していくのではないで

しょうか。そういう意味で、確かに局長が言われるように、審議会の仕事がこの法案によつてたくさんふえたことは事実でしょう。しかしそれも年に一回かないしは二回で済む問題でもあるわけですね。どうしても月日を通つて開催をしなければならぬ事項を、私はある程度、今日の段階として、過渡的な処置でしようけれども、設定されるものが審議会のより有効な運営になるのではないかと、こういうふうに思つたのですが、いま一度答弁を願ひたいと思ひます。

○石黒政府委員 御示唆のありました点は、今後の審議会の運営上十分考へたいと思ひます。ただ、事業内職業訓練というのは、やっぱり四月から始まるものがございますから、その認定というものは、年に何十件ございまして、わりかたその前の一時期にかたまるといふこともございまして、年間ばらばらにすればいつでも審議会の仕事があるということになります。一時期にかたまつてまいりますから、やはりシーズンオフのときには審議会がないということにもなりかねませんので、その辺は年間を通じていろいろ仕事がありますように十分考へたいと思ひます。

○加藤(万)委員 ひとつ行政指導の中でその辺は眠らないようにしていただきたいと思ひます。それからいま一つ、これは長期的な展望で申し上げても、イギリスに産業訓練委員会がありますね。どうでしょうか、これから日本の単工ないしはこれからの労働力を、そういう意味での再開、再訓練、あるいは有効活用という問題まで含めてまいりますと、英国がとつておるような訓練委員会というシステムも、これからの検討事項に値しはしないか。単に上がつてくるものを諮問的に審議するということではなくて、むしろ積極的に労使双方が職業訓練の開発を行なう、そういう意味での委員会制度、そういうこともこれから考へられていひのじやないかというふうに私は思ひますが、いかがでしょうか。

○石黒政府委員 御指摘のごとく、イギリスにおきましては、労使の委員会が職業訓練について直接の責任を持つておるような形になっております。それから、私よく存じませんが、ドイツ、スイスあたりでは、やはり商工会議所とかそういう団体労働組合が全面的に協力をして訓練をする。そういうふうな、民間が主体となりまして訓練を行なう、役所はそれを監督するだけというふうな国も多々ございまして。私は日本も一日も早くそうなつてまいりたいと思つておられます。しかし現状におきましては、むしろ職業訓練法施行以来、役所が一生懸命こまごま引つぱつてまいりまして、まだまだ現在では、役所が監督だけにどまつたのでは、役所が積極的に引つぱらなければさらに発展するのはむずかしい。将来の姿としてはそういうことは大いに検討に値する問題であると思ひます。

○加藤(万)委員 そうだと思つたのです。私が言いたいのは、いわゆる審議会のあり方が、単なる諮問事項を審議するといふのじやなくて、やはりそういう能動的な役割りを果たされていひのじやないか、過渡的に。そういう意味で申し上げておるのです。したがつて今度、日本の場合には、審議会が事実上われわれの労働者側の意見あるいは使用者側の意見を吸収する場所がないだけに、そういう能動的な役割りがある程度を与えながら審議会の運営を行なう、そういうことが必要ではないかといふことを実は言つておるわけなんです。いかがでしょうか。

○石黒政府委員 その点はまことにおっしゃるとおりでございます。単に諮問事項だけではなく、積極的な建議といふようなことによつて、訓練の行政発展にさらに審議会が活用できれば非常に好ましいことではございまして、私もそれに御協力をいたしたいと考へておられます。

○加藤(万)委員 訓練法の運営と特典について、多少ここで問題を明らかにしていただきたいというふうに思ひます。

前回、職業訓練法ができたときに附帯決議がありましたね。その附帯決議の中に、いわゆる雇用促進事業団が行なう総訓について一般会計からの

財政的な援助を行なうべきであるということが、たしか附帯決議事項にあったというふうに承知しておられるわけですが、いま総訓、これからなる高等訓練校、これらに対する財政援助はどのくらいの金額で、どこから支出をされるおのですか。

○石黒政府委員 御指摘の附帯決議は、私もちょっとる覚えでございませぬけれども、総訓に一般会計の金を入れるというのじゃなく、雇用促進事業団全般について訓練法の附帯決議ではなくて、失業保険法が事業団法の附帯決議であったように思います。現在のところは、総合訓練所は失業保険の保険施設としてこれを運営するというふうに失業保険法及び雇用促進事業団法に書いてございませぬ。目下のところ私どもはそれで参つておるわけでございます。ただ、将来、都道府県立の高等職業訓練校ができましたときに、これを失業保険がまがるかえにするわけにはまいらぬと思ひます。この場合には、財源についてはまた新たにいろいろ検討をする必要があるかというように考へております。

○加藤(万)委員 これは雇用促進事業団にお聞きしますが、いま失業保険から交付をされておる資金、特に職業訓練に關係する交付金は全額どのくらいですか。

○竹内参考人 雇用促進事業団に交付されておりますところの職業訓練関係予算は、失業保険特別会計からの出資金が三十六億三千五百四十四万一千円、それから一般会計からの交付金が三百九十四万一千円でございます。それから石炭特会からの補助金が七千二百三十五万八千円、合計八十億九千七百三十三万二千五百八十九円でございます。まあ大部分が失業保険特会からの出資金、交付金でまかなわれておるわけでございます。

○加藤(万)委員 いま発表がありましたように、職業訓練法ができるときに、附帯決議で一般会計から財政の援助を行なうということが、いまのお話では三百九十四万円ですよね。職業訓練法の附帯決議が出ておるときに、雇用促進事業団全般の一般

会計からの交付ということがまさか附帯決議になつたんじゃないかと思つておる。おそれなく、職業訓練法に伴う一般会計からの雇用促進事業団への資金の交付、こういうことに私は当時のこととしては理解ができるわけですが、それがいまお話しのように、一般会計からの分は概算三百九十四万円です。これはあまりにも附帯決議に沿つた措置ではないのではありませんか。いかがでしょうか。

○石黒政府委員 職業訓練法が三十三年に制定されました際には、そのような附帯決議はございませぬ。御指摘の、雇用促進事業団法の成立の際に、「政府は、雇用促進事業団に対し、第十九条第一項の業務に相当な金額を一般会計より支出することを旨としてその交付金を増額することに努めること」ということで、職業訓練法について増額に努めることとあることとあることがあつたわけではございませぬ。ただ、もちろん職業訓練法は、きつめて望ましくございませぬ。私ども、職業訓練に支出する金額は四十四年度で百三十四億円でございまして、特会以外の分はほとんど一般会計及び若干労災及び石炭特会というふうにして、いろいろなどから金を集めておる次第でございます。

○加藤(万)委員 当初から論議をしておりますように、これはいわば国としての政策、これからの日本の経済の発展あるいは高度成長政策に伴う技術革新に必要な労働力の確保という、きつめて重要な課題なのでありますから、そういう意味では私は、訓練生については、たとえば月謝的要素を取るようなことはやめるとか、あるいは教材費を生み出すというふうなことはやめるとか、いわゆる無料によってそういう労働力を拡充発展をさせる、そういう方向にあるべきだと思つておる。それには失保からの資金の交付ではなくて、やはり一般会計で相当の部分の交付から見えていく、そういう方向が必要ではないかというように私は思つておる。

同時に、午前中に御質問申し上げた際に、これからは地方自治体でも高等訓練校ができるわけ

すね。したがって、財政が富裕な府県においてはこれは自前でできるでしようけれども、今日のよりに、労働力が全国的に流動化をしておる、ないしは全国から吸収をしてくるという過程を見ますと、いわゆる富裕な府県でないところにも財政援助をしていかなければいけないと私は思つておる。そうなつてまいりますと、いまお話しがありましたように、失業保険会計からこの地方自治体に交付をするというの、きつめておかしな話になつてくるわけですね。当然のことですが、一般会計から地方自治体にかつて支出すべきかという問題も出てくるわけですね。したがって、これからの職業訓練に必要な雇用促進事業団への交付については、地方自治体のこういう問題とかなわ合せて一般会計からの財政交付をより強めていただくことが、このように思つておるわけですね。そういう方向が局長の答弁をいただきたいと思つておる。

○石黒政府委員 私どもは、ともかくとれる金は何でもとつてこようというので、従来一生懸命かき集めてきたわけでありませぬ。御指摘のような点もまたごもつともな点でございます。將來は一般会計からの財源獲得により一そう努力いたしたいと思つておる。

○原國務大臣 ただいまの御説ごもつともなの、私もそれを痛感いたしております。あまり一般会計のお金が少な過ぎる。来年度予算要求にはこれをちゃんと体系づけて要求するし、大蔵省とも交渉して善処いたしたいと思つておる。

○加藤(万)委員 訓練校の特典についてこの際明らかにおいていただきたいと思つておる。今度、名称も訓練校という、いわゆる校という名前になりますし、高等訓練校については、その業種によつては二年、三年というふうな延長されるわけですね。そうしますと、私は多能工としての措置が質的にも量的にも相当付与されるというふうに見るわけですね。したがって、訓練校の特典というものは、従来の、たとえば電気工事人であるとか、あるいはアセチレンの溶接工であるとか、

か、そういう範囲ではなくして、もつと多能工としての恩典の分野を近代的な技術革新に即応するものとして拡大されるべきではないかと思つておる。この訓練校の特典については、たとえば三年制の場合にはどの範疇まで考えられますか。あるいはどういふことがこれから考えられていくものがあるのか、この点を御聞きしたいと思つておる。

○石黒政府委員 どの範疇までかというお尋ねは、実は具体的にお答えする用意はございませぬが、政府関係だけでも、いろいろな工事あるいは製造等についての資格を要するものが、非常にたくさんあるわけでございます。それにつきまして、私どもは、訓練種目と重複しておりますものにつきましては、できるだけ訓練卒業生にはそういう他の法令に基づく資格というものを認めるように、こちらの訓練種目も整備いたしたいし、また関係各省の御協力もいただきたいと思つておる。すけれども、現在のところは約十ほどの資格が認められておるだけでございませぬ。これは今後できるだけ拡充するように精力的に努力いたしたいと考えておる次第でございます。

○加藤(万)委員 雇用促進事業団の方にお聞きしますが、たとえば電気工事人の免許は、今度の場合高訓を専修校でもいいですが、出た場合には国家試験は無試験になりますか。

○石黒政府委員 そちらのほうは私どものほうの所管でございませぬから、私から御説明申し上げませぬ。

電工または電路工の職業訓練を修了した者につきましては、もちろんいろいろの訓練の種類がございませぬから、全部の訓練ではございませぬが、通産大臣の指定を受けた訓練施設である限りは、電気工事士試験の全部が免除されるというふうになつておる。

○加藤(万)委員 そうしますと、訓練事業場、認定事業場が今度できますね。その場合に、その認定事業場が通産大臣の指定を受けていた場合には、電気工事人のやつは免除になりますね。私は今回の訓練法の改正によつてそういう処置という

ものはあると思うのです。したがって、そういう意味では、そういう訓練校なり認定訓練事業場に大ぜいの人が入って、多能工の要素をたくさんつくる、そして社会的な労働力の価値を高めるといふ意味でも、私はどうも技能士補ということばはあまりよくないような気がするのです。どうも大臣、政府はこのごろ、勲章でも何でもそうだけれども、安上がり行政が多いのです。社会的な身分をつくるということ、その人の労働力の価値を高めるといふことは、一致をしなければいけません。技能士補という名称は確かにいただきます。しかし、この労働省のパンフレットによりますと、技能士の勲章ですか、記章ですか、これも制定はされておりますけれども、それ自身がそのまま社会的な価値として、あるいは賃金なら賃金として見返ってくるという条件がなければ、技能士補としても、あるいは技能士の場合には認定を受けるわけですから、認定を受けても、それが何らかの形で社会的な評価になっていくというものがなければ、それは意味がないのではないかと。そういう意味では、それぞれの訓練校を卒業した者に国家試験の資格を与えるということは、事実上そこで価値が生まれてくるわけですね。したがって、そういう意味の拡充強化を行なうべきではないかというふうに思うわけですね。技能士補というふうな形よりも、むしろ今日では高校卒業生なりあるいは中卒の労働者というよりはより合理的主義な人ですから、そういう観点のところをもっとしっかりとしてらえられて、資格制度の特典の拡大というものを考えるべきであるというふうに私は思うのですが、これはひとつ大臣から御答弁いただけますか。

○原国務大臣 技能士という資格もあながら悪いものではないと思います。これも上げるし、いまおっしゃったような検定試験の無試験の資格を与える、こういう両方あって得られるように関係各省とも連絡して、この法律が通りましたらそういうふうな積極的に善処する考えであります。

○加藤(万)委員 局長にこれまた研究の課題として投げかけるわけですが、たとえばイタリアなんかでCGIが職業訓練所を持つておりますね。この労働組合が持つ職業訓練所の訓練、認定を政府が非常にバックアップしておるわけですね。それを組合が逆に取り上げて、労働手帳に記入をして、それがその産業なり業種における最低賃金のな役割を事実上果たしておるわけですね。私は、労働省がこの際積極的に、もし意思があるならば、たとえば労働手帳のようなものをつくって、これはどここの職業訓練校のなを卒業し、何の認定資格を持ち、そしてこれはこれだけの社会的な価値がある——これは金額で表示をしますと問題があるでしょうけれども、そういう労働手帳的な要素をもつてつくられて、それを労働間の協議にゆだねて、そこでたとえば一級旋盤工なら一級旋盤工の価値は労働間では一体幾らになっていくのだというふうな政策を取り入れられてもいいのではないかと。もちろんこれはたとえばイタリアのCGIもやっておるようですから、そういう面も研究をしながら、いわゆる社会的評価、価値というものを何らかの形で位置づけることがきわめて必要ではないかと思うのですが、これはどうでしょうか。

○石黒政府委員 御指摘のありましたような点は、将来の問題として非常におもしろい研究対象であろうかと思っております。現在のところは一番目につきやすいパツジなどをやっております。それからまた、横断賃金、横断賃率というものが日本では全くございませんで、審議会でもだいぶ問題になったのでありますけれども、結局そういうふうなものも法文に盛り込まないで、結局そういうふうなもの、直ちにやることはまだなかなかむずかしい点があると思っておりますが、将来は検討いたしたいと思います。

○加藤(万)委員 いまの問題は、へたをすれば標準賃金制をつくってしまうこともあるわけですね。あるいは、官製のいわゆる標準賃金をつくったつもりだけでも、結果的にはそれが最低賃金になってしまったということもあり得るわけですね。

私は、賃金をきめるとすれば、それは労働間の労働契約にゆだねるべきだと思っております。しかし、職業訓練を経て一級旋盤工になったら、それが何らかの形で社会的評価を得られるというものについては、積極的に研究なりあるいは実施に移される方向というものを考えるべきであると思っております。これは当初申し上げましたように、研究の課題として、あるいは審議会にもおはかりを願ひながら、ひとつ結論を得るよう努力をしていただきたいというふうに思っています。

最後に、訓練大学校と教科書の問題についてお聞きをしておきたいと思っております。

現在訓練大学校は、私が労働省にお聞きした範囲ではきわめて少数ですね。私は、これからの技術革新なり合理化に必要な多能工をつくることとするならば、職業訓練大学校はもっと多くあつていいと思っております。東京に一つというのではあまりにも少ないと思っておりますが、どうでしょうか。先ほど申し上げましたように、これからの訓練生は高卒が非常に多くなるわけですから、そういう意味では訓練大学校から派遣をされる訓練指導員の再開発といひましようか、再養成といひましようか、そういうものが非常に必要になってきて、訓練大学校の存在あるいは拡大ということがより必要な条件は目に見えて明らかなんです。したがって、この辺に対するこれからの考え方はあるいは計画、あるいはこれから予想される事態に対してどういう対処のしかたをしようとしておられるのか、まづお聞きしておきたいと思っております。

○原国務大臣 御説ごもつともでございます。訓練大学校を強化しようというので、小平にある現在の職業訓練大学校を近く移転いたしました。大拡張をやる計画でございます。予算のほうも、ことし二十億の敷地移転の経費がすでに予算で通過いたしております。近く移転して大拡張をやることにもう進んでおります。

それから、東京だけでは困るというので、大阪方面から職業訓練大学校を将来関西にも置いてもらいたいという知事からの陳情も受けておりまして、一挙に大学校新設もむずかしいので、まずとりあえず本年度から訓練大学校大阪分校というのを設置する、そして将来は独立した大阪の訓練大学校にいたしたい、こういう方針でいま進めております。

○加藤(万)委員 今度の答申の中に、職業訓練指導員について、大学校修了者はきわめて少なく、実務経験を中心とした資格認定によつての免許取得者が多く、学科の訓練にはかなりの困難があるという意見答申がなされておりますね。これは一体何をさしておられるのでしょうか。

○石黒政府委員 指導員につきましては非常に問題が多々ございます。一つには、一番指導員の主流をなすべき職業訓練大学校卒業生の数が非常に少な過ぎるということがございます。それから従来指導員としての指導員でずっとそのまま引き続いておるといふ人たちの技術が陳腐化しているという問題もござります。それから指導員の経過措置として、実務経験を主体として、それに若干の講習等を受けることによつて指導員の資格を認める。指導員不足に対する経過措置として認められた者について資質が十分でないというふうな批判も一部からございます。そういうふうな指導員の資質につきましても、全般的にいろいろ資質の者がまぎつておりました、その間資質が不齊一になつておるといふ点が現在の大きな問題となつております。

○加藤(万)委員 これは雇用促進事業団が実際に当たっておられるわけですから聞きますけれども、いまの職業訓練大学校のいわゆる教授陣といひましようか、それをもつて、いま私が指摘申し上げました、あるいは局長が言われました弱点を補うことはできませんか。

○竹内参考人 現在職業訓練大学校の教授陣は、定員といたしましては百五名でございます。それから指導員定数が四百八十名でございます。指導員定数四百八十名に対して教授陣が百五名でございますから、内容といたしましては、少なくとも国立の理工系大学以上の教授陣容を満たして

おるといふことは言えると思ひます。ただ、先ほど大臣からお話ございましたように、今後さらにこの大学が拡充発展されていくことになりますれば、もちろん教授陣容もそれに即応いたしまして、それぞれ強化されなければならぬということと御承知のこととございます。

なお、立ち上がりましてついでに御参考まで申し上げますと、現在、訓練大学校がござまして三十九年度から第一期生を出しておりますが、三十九年度から四十三年度までの卒業者の総数が三百七十一名でございます。そのうち総訓に就職した者が二百四十一名、約六五％。それから県立の訓練所に就職した者が三十六名、約一〇％。それから民間の事業内訓練の指導に当たっておる者が七十五名、約二〇％でございます。その他十九名、五％。こういう分布状況になっております。

○加藤(万)委員 これは、きのうの熟練工がきょうの無能工になると同じように、日々迫つて迫る技術革新あるいは科学の進歩に迫つて教育、このことは非常に重要だと私は思ひます。たとえば電子工学が原子力の問題に変化をする。いまのお話では、教授陣はそろつてゐるようでありませけれども、それに対応する教育の内容、あるいはその大学の対象になる人に、それに沿うような条件というものを整えてやらなければいけないと思ひます。同時にまたその卒業は、いまもお話にありましたように、総合訓練、いわゆる高等訓練校に六五％、県立には一〇％以上と、いわゆる各地域における指導層としてまさにその中核的役割りを果たすわけですから、それらの人の、たとえば時代に対応した新しい科学の知識、新しい技術、あるいは午前中に質問いたしましたように、新しい機械に適應でき得る指導員の再訓練といひましようか、こういうことがなければ、もう指導員としての資格を失ふと私は思ひます。そういう意味では、いま労働大臣からお話がありましたように、訓練大学校の整備、設備の拡充はもちろんでありますけれども、同時に、それに対応でき得るカリキュラムなり、あるいは教授陣な

り、あるいは財政措置というものを積極的に講ぜられなければ、それこそ時代おくれの指導員が新しいものに追いつこうとする訓練生を教育するなごという、全くちぐはぐな状態が起きてしまうわけですから、この辺は最善の配慮を、政府としても、それから雇用促進事業団としても、ひとつ行なつていただきたいというふうに思ひます。次に教科書の問題についてお伺いをしておきま

今度の法の第十一条では、教科書を使用する場合に、労働大臣が認定したものを「使用するように努めなければならない」と書いてあります。この「努めなければならない」ということは絶対的義務ではないというように私は思ひますが、いかがでしょうか。

○石黒政府委員 御指摘のごとく、絶対的な義務ではございません。努力義務でございます。

○加藤(万)委員 そうなりますと、実際的にはどういうことになるのでしょうか。たとえば地方の自治体を持つ専修訓練校、これがその地域に必要な教材としてある一定の教科書を使用している、あるいは民間の事業認定を行なつたところがその業界に必要なものとして一つの教材材料を使つてゐる。これは認定を絶対的に受けなければならぬというところではないわけですから、あるときとは、その地方自治体なりあるいは認定事業場なりが、みずから選択をしてそれを使つてもいい、こういうことなるのでしょうか。そして、もしそれがいいとなれば、その比重ですね、全般的な教科課程の中における、たとえば労働省が認定するものをどのくらいの割合で使用しなければならぬのか、あるいは教科課程の中に取り入れなければならないのか、その比率の問題はどうでしょうか。

○石黒政府委員 現在私どもが作成しております教科書というのは、全体をカバーするに至っておりません。したがひまして、今後は認定制度を入れて、民間でつくつたものでも、いいものは認定していくこととまいりたいと思ひます。

す。これが十分に発達いたしました場合には、おそらく八〇ないし九〇％は国定教科書並びに認定教科書でカバーできるといふふうにとつていききたいと思つております。しかし現在のところは、これは職種によって非常に違うわけでございます。教科書のかなり完備している職種と、まだ非常に不完全な職種とございます。何%までいけばよろしいかというふうなことはどうも申し上げかねるが、若干お恥かしでございますが、実情でございます。地方の特殊性あるいはその企業の特異性に基づく例外的な認定以外の教科書の使用、あるいは特別の科目については非常にレベルの高い訓練をやつております事業内容等につきましまして、その実情に応じた教科書の使用ということにござまして、私ども現在これを制限的に縛つてまいるというつもりはございません。

○加藤(万)委員 私は、これは大学紛争問題を見てもないですけれども、やはり訓練生の中にも、こういう勉強をしたい、こういう教科書を主体とした教育を受けたいという意見もありません。あるいは地方自治体によつては、その地場産業を擁護するという立場からの問題もありましようし、教科書の選択については相当自主的な選択の範囲を拡大すべきだ。もしその拡大がまあ法律上問題になるとするならば、たとえば大臣が認定をする際には、そういうものはいわば無条件的にいわゆる大臣が認定した教科書として、労働省が認定した教科書としてその使用を認めていく、そういう方向というものは必要だといふふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○石黒政府委員 それぞれの地域的あるいは業種的な特性に応じたものにつきましましては、私ども先ほど申し上げましたように、特にこれをいじめつける、締めつけるというふうなことは、現在のところ考へておりません。それから、教科書の認定は、ただいまのところでは全国一般に通用できる教科書といふふうに考へて、これを認定するといふふうに考へております。一つの企業ある

いは一つの地域だけしか使えない教科書、これは認定には載せないけれども、例外使用は喜んでお認めしようという運用でまいりたいと思ひます。

○加藤(万)委員 そのことが相当緩和をされてないと、当初申し上げました、国が今日の労働力として必要な分野だけの訓練計画を行なう、こういうことにまあ疑われるわけですから、そういう意味で私は、教科書の選定というのはいさゝか重要な問題だと思ひますので、いま局長が最後に答弁された部分ですね、いわゆる地方なりあるいはその業種が必要とする場合には、検定は全国的なものではないけれども、そういう自主的なものについては大幅に緩和をする、ないしはまあ認定条件からははずしてもそれ自身を認めていく、そういう措置をせよとつていただきたいというふうに思ひます。

最後に、検定協会について一言だけ御質問申し上げておきます。検定協会は今度の場合新しい制度でありまして、それ自身が行なう仕事については、私ども、技能士がそういう意味でたくさんつくられていく、社会的な労働力の価値水準が上がつていく、そういう立場で非常によいと思ひます。けれども、問題は検定協会の運営ですね。この運営の分野にやはり労働の意見が相当吸収されていかなければいけないというふうにお考へしております。この辺についてどういふお考へをお持ちでしょうか。

○石黒政府委員 この点は御指摘のとおりでございます。従来経験の参考をいたしまして、くふうをこらしてまいりたいと思ひます。

○加藤(万)委員 以上で質問は終わります。ずつと述べてまいりました、私は幾つかの疑念をこの問題について表明してまいりました。それは第一には、今日の産業や資本の側の要請に依つた、そういう意味での職業訓練であつてはいけません、またそういう内容が、ときには労働省の省令によつて可能になる条件というものが幾つか中身に見えるわけですから、それらについ

ては、いまの御答弁のやりとりでありました点を十分踏んまえないながら、法の運用あるいはこれからの省令の制定等に当たっていただきたいというふうに思いますし、職業訓練の必要性というものは、先進諸国ほとんどがその事実を認めてますし、その発展的な方向というものはこれからは飛躍的に拡大をするというふうには私は思うのです。それだけに、たとえば先進諸国にあるような労働者の人格形成、能力開発あるいは多能工としての素地、そういうものに主眼を置く。これからの審議会の意見の聴取あるいは次に発展をする職業訓練法の制定、そういう方向に格段の努力をお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

○森田委員長 和田耕作君。

○和田委員 いま加藤委員からの御質問がございましたけれども、ほとんどその大部分は私も御質問申し上げたかと思つたこととございますので、それについての政府側の答弁がありましたから、できるだけ重複を避けて御質問いたしたいと思えます。

まず第一に、今度の訓練制度の一番の中核はどこですか。

○石黒政府委員 一言に申し上げますと、労働力不足と技術革新の進展する時代に、この激しい技術革新、経済進歩に十分に対応できるようになりつばな職業人としての労働者を、しかもその将来にわたって何らかの段階で職業訓練を常に体系的に行なっていくのがねらいでございます。

○和田委員 文部省の方、いらっしやいますか。——それじゃあとでいたしますけれども、いろいろの訓練のタイプがあるのですが、養成訓練というところの専修のコースと高等訓練コースとありますね。この二つの種類に入る資格と申しますか、中学校、高等学校、これは関係ないんですか。なしに入るんですか。

○石黒政府委員 それは、この法律に申します専修訓練校と高等訓練校は、中卒以上であればどれでなければならぬという資格は設けてございませ

せん。

○和田委員 専修のように、必要な技能をできるだけ早く一年くらいのうちに習得するというものであればそれはわかるのですけれども、高等訓練コースのように、三年くらいのかなり長期の訓練をしようというところで中学校卒業と高等学校卒業を同じように扱うということは、教育内容からいって無理はないですか。

○石黒政府委員 従来はもっぱら中卒を目標として訓練所をつくって運営しておりました。たまたまそれに高卒も入っておったという実情でございまして、区別しておりませんでした。今後は、先ほどの御質問でも御指摘もございましたように、高卒が圧倒的にふえてまいりましたので、高卒を主体とすると申しますか、中卒、高卒同じウエイトを持って訓練所で訓練しなければならぬ。その際には現在の中卒を対象とした訓練基準をそのまま高卒でやっていくというのはいへん無理があります。したがって、高卒用の訓練基準というものを新たに開発しなければならぬと考えております。

○和田委員 それでは高卒と中卒とは、養成訓練の高等訓練コースでは、おのずと分かれた訓練が行なわれるというふうに理解していいのですか。

○石黒政府委員 高卒であっても、専修訓練校に入る人も高等訓練校に入る人もあると存じます。その場合の訓練の教室が同じか別かは別といたしまして、訓練基準は今度は異なるものを適用してまいりたいと考えております。

○森田委員長 和田さん、恐縮ですが、少し声を上げてください。後のほうに声が通らないようですから、もうちょっと高目に……。

○和田委員 文部省の人は三時に来るのですね。文部省の方がいないとちょっと質問しにくいのですけれども……。

つまり私は、いまの後期中等教育に当たる、文部省の学校教育法の中の職業教育ですね、その教育のしかたでは、下級の技能者は別として、中級の技能者の養成はできないかどうか。あるいは現

状が非常に不十分であるし、あるいは今後もなかなかその発展の可能性がないから、労働省でこのような企画を急いでつくらなければならぬのかという、そういう問題について御質問したいのですけれども、局長さんひとつ……。

○石黒政府委員 文部省のやつておりますことを別に私は批判するつもりはございませんが、文部省の場合には実技の教育時間が非常に少のうございまして、実技対学科の時間というものが、文部省の場合と私どものほうの場合と比べますと、ちよどさかさまになっておるといふところでございます。したがって科目によるのだと思えます。たとえば簿記であるとかタイプライターなどというのは、三年間に何百時間の実技は要らないかと思えます。機械工であるとかなんとか、そういうようなものにつきましては、文部省のやり方では、頭は十二分に発達するかもしれませんが、腕の点におきましてはこれで一人前の労働者ですというところまで持っていくのは無理ではなからうかと私どもは見えております。

○和田委員 つまり文部省の教育の内容を変えて、もう少し実技を教育できるように学校にすることはできないと思われませんか、労働省のあなた方の目から見て。

○石黒政府委員 これはどうも私が答えする筋ではないと思えますけれども、現在の高等学校のあり方とどうものにつきましましては、歴史的にも制度的にもかなりいろいろワクがきまっております。まして、それを訓練所並みに一べんに変えるということは、たぶん非常にむずかしからうと思つております。

○和田委員 つまり私は、最初に職業教育ということばで——これには訓練ということばを使っているのですけれども、この訓練のねらっているものは、教育と言つても同じような問題をねらっているのじゃないかということ。そこでわざわざ訓練というところを、学をのけて校ということばを使つたり、大学でいいところを大学校ということ

ばを使う。そういう一連のところに、いまのこういう教育あるいは訓練というものの突き当たっている一つの行政上のいろいろな壁がありはしないかという感じがするのであれば、問題は、非常に大きく変わっていく技術的な革新に対応して、それに耐え得るような高度の技能者を養成するということなんですから、その養成する場合には、文部省の学校教育といういままでのパターンと、労働省が今後開いていこうとする職業教育のパターンとが、本来一つのものとして考えられたほうがいいと思うのに、何かわけのわからないような感じを受けるんですけれども、その問題、どういふようにお考えですか。

○石黒政府委員 これは非常に歴史的なものがございまして、ヨーロッパにおきましては、徒弟制度以来の職業訓練というものと後期中等教育というものが並行してずっと進んできています。その間の調節が常に考えられておりました。ところが日本の場合には、私どもが少しばやばやしておりました、学校制度のほうが六・三・三で進んでしまつたあとに、訓練所というものがいま進んでおるわけです。その間の調整は、前の質問者に対してしましても申し上げましたけれども、いろいろな調整を試みてはおりますけれども、いろいろな見当がついたとか積んであるというにはほど遠い状態である、まだまだその両者の関係というのは非常に問題が多いのじゃなからうかと思えます。

○和田委員 文部省の方がお見えになつたようですから……。

○森田委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○森田委員長 では速記を始めて。

○和田委員 課長さんりつばな方の方ですか、ひとつ課長さんに御答弁いただきたいと思つたのですけれども、いまのこの法案が目的にしている、いろいろな飾りは別にして、養成しようとする技能者というのは、新しい技術革新という大きな波がある、これに対しての十分な技能者が養成

できない、ここですね。これをふさぎようとしてこのような訓練の計画がなされておるといふことですね。現在の学校教育法、つまり文部省が担当しておられる教育の現状でこのような人の教育ができないかどうかということですね。完全にできなくて、現在の状態を、カリキュラムを変えようか、あるいはふやすという形ではできないかどうかということについてお伺いしたい。

○大崎説明員 現在、学校教育の各段階におきまして、職業教育には努力をいたしております。ただ、御質問のございました段階で一番縁の深いものは、高等学校の職業学科だと思います。これにつきましては、従来やはり技能面の習熟という点では多少欠けるところがあったのではないかと、いろいろな御批判もいただいております。私どもといたしましては、高等学校教育の多様化ということで、新しい職業分野の発展なりあるいは産業技術の進歩なりということに即応いたしました職業教育内容の適用ということで、施策を進めておるところでございます。したがって、技能面を重視した職業高校というものが現に多少は生まれておりますが、ただ、高等学校としての同一性を保持するという観点から、最低単位と申しますか、週当たりの時間で申しますと、十二、三時間というものは普通教育に充てるという制約がございますので、その制約の分と申しますと、やはり職業訓練所における技能訓練というものの技能の習熟ということには期せられないという点がございます。

○和田委員 ちよつと私、これから読み上げる文章をお聞きいただきたいと思うのですけれども、これは、中央職業訓練審議会の委員で三木幸四郎さんという人が、「労働と福祉」という雑誌にこの問題について書いた論文なんです、こういうことを書いています。いまの養成訓練というところですね。「専修コース」は従来の公共職訓の一年程度に相当するもので、短期戦力化のための実技中心の速成訓練である。「高等コース」は従来の認定事業内職訓三年程度のものでヨーロッパにおける

アプレンティスに相当するものであり、この長期訓練は職業訓練制度の中核をなすものであって、現在の高校教育に代る後期中等教育の形成をねらったものである。こういうことばがあるのですけれども、こういうことばを石黒局長さんどういふふうにお考えになりますか。

○石黒政府委員 中央職業訓練審議会の三木委員の主観も若干入っていると思ひます。私どももいたしましては、高等訓練校は事業内の認定訓練だけでなく、現在の総訓も高等訓練校に移行させる、いずれにしましても、後期中等教育が現在の高校制度あるいは職業教育をしておる高校制度に全面的にとつてかわるといふことは、現在遺憾ながら力不足でございます。そこまでは考えておりません。

○和田委員 文部省の方、どういふお考えですか、いまのは。  
○大崎説明員 後期中等教育の問題につきましては、昭和四十一年に中央教育審議会の答申が出ております。その答申の趣旨、細部については多少記憶違いがあるかも知れませんが、趣旨を申し上げますと、要するに十五歳から十八歳までの間の青少年に対しては、できる限りすべてのものに教育の機会を与えるという方向でいく。その具体的な方策としましては、現在ござい、ます高等学校、各種学校あるいは社会教育の諸事業、職業訓練というものを充実させていくということ、それぞの教育訓練機関の特色を生かして、青少年の適性なりあるいは社会の要請というものをにこたえていくというふうな、大体的方向の御答申をいただいております。現段階ではその線に沿ひまして努力をしておるといふ段階でございます。

○和田委員 私もこの文章を拝見しておかしくないなと思つたけれども、これはつまり現状がこういうふうなもの言ひ方をされているのじゃないかという感じがするのです。本来、これは職業訓練といつても、その大部分は職業教育というものです。そういうものから、文部省として、学校

教育法の高等学校教育あるいは中等学校の教育あるいは大学、短大の教育において、現在の技術革新化していくこの状態を反映して、これにマッチするような教育制度の大改革、あるいはあれをしなければならぬのになかなかそれができない、現実の要請にこたえられない、そういうところにこのような形の訓練計画——これはさつと見れば、先ほど石黒局長もおっしゃっておるように、文部省の教育とこの教育の違いはないと言つていかもわからない、あるいは相互補完していると言つてもいいかも知れないけれども、しかし、これを實際審議をした人が客観的に見た場合、この教育の、特に養成訓練の中の三年コースというものは、文部省のやろうとしておる内容に変わってきた、ここをねらつておると書いてある。こういうところに問題があるのじゃないかと私は思うのですけれども、そういう点、御感想でいいですか。

○大崎説明員 御質問の性質上多少私見にわたるかも知れませんが、要するに学校制度と申しますものは、青少年というものをとりつぱな社会、国家の形成者として世に送り出すという際に、それを幼稚園から大学まで段階的系統的に構成をする制度ではなからうかと思つておるわけでありませぬ。しかし、それはあくまでも基本的な教育の体系でございまして、それがいわば教育訓練の機能というものを独占するわけではございませぬ。当然学校卒業後のいわゆる継続教育という問題が起きてまいります。お話しございましたように、特に最近、生涯を通じての教育というふうなこともいわれておるぐらひでございます。

それで、これは非常に個人的な感想で恐縮でございますが、その意味で、職業訓練、あるいは各種学校、あるいはその他特殊な要請に基づいて生まれた制度というものが、学校教育に接続して青少年を受けとめ、それぞれの特性に応じた教育訓練をしていただくという姿は、それ自体を、必ずしも混乱している、あるいは重複しているというふうな受けとめなくともいいんじゃないか

らうかという感じを持っております。  
○和田委員 私が一等最初に、中学校の卒業者と高等学校の卒業者を一つの訓練機関に同じ資格で入れる、そういう訓練のしかたというものはちよつと問題があるのじゃないかと申し上げたのは、そういう問題と関係があるわけなんです。つまり中学校を出てきた人は、数はだんだん減つてきておられますけれども、現在の産業の要請からいへば貴重な人材だといわれる。中学校を出て、その中でなお勉強していこうという、たちのいい人だといふふうな判断されるわけですね。この人たちに對する教育としては、普通の高等学校で考えられる一般教養の問題を、かなり強く加味されなければならぬ、技術も教えると同時に。そういう感じがするんですね。したがって、高等学校を卒業した者と中学校を卒業した者を、ここでは同じような教育をしてはいけません。もう少し高等学校でやるような内容のものを、このコースの中に一応含まなければならぬのじゃないかという意味で、入学資格として中学校以上、つまり高等学校も中学校もごつたにここで教育しようとするかまに問題があるということですね。問題があると同時に、そういうことは労働者のほうも考えた方がいいけれども、そういうことになると、文部省のほうの学校教育法との関係が事実上出てくるのですね。そういうようなことを感ぜられて一応ごつたの形をとつたのじゃないかという判断をしますのですけれども、その点はどうでしょう。

○石黒政府委員 実はそこまで考えたわけではないのです。あつと気がついたら中卒が少なくなつて高卒が多くなつた、それに対応するしかたが、私どものほうで非常にまごまごしておつたというのが実態でございます。したがって、もう数年前に、高卒訓練基準というものを中卒訓練基準以外に別個につくつていなければならなかつたのが、この法律の全面改正の問題等ございまして、いましばらく、いましばらくということまで延び延びになつておつた。一緒でよろしいと思つてやつたわけではなくて、分けなければならぬと思つてい

る。これは、中央職業訓練審議会の委員で三木幸四郎さんという人が、「労働と福祉」という雑誌にこの問題について書いた論文なんです、こういうことを書いています。いまの養成訓練というところですね。「専修コース」は従来の公共職訓の一年程度に相当するもので、短期戦力化のための実技中心の速成訓練である。「高等コース」は従来の認定事業内職訓三年程度のものでヨーロッパにおける

アプレンティスに相当するものであり、この長期訓練は職業訓練制度の中核をなすものであって、現在の高校教育に代る後期中等教育の形成をねらったものである。こういうことばがあるのですけれども、こういうことばを石黒局長さんどういふふうにお考えになりますか。

○石黒政府委員 中央職業訓練審議会の三木委員の主観も若干入っていると思ひます。私どももいたしましては、高等訓練校は事業内の認定訓練だけでなく、現在の総訓も高等訓練校に移行させる、いずれにしましても、後期中等教育が現在の高校制度あるいは職業教育をしておる高校制度に全面的にとつてかわるといふことは、現在遺憾ながら力不足でございます。そこまでは考えておりません。

ながらおきてきてことしに至ったというのが事情でございます。

○和田委員 しかしそれは、職業訓練を考慮する場合の一番大事な問題の一つじゃないですか。中等学校を出た労働者に対して高度な職業教育をしなればならないという場合に、一番大事なこと、つまり高校程度一般教養を中学卒業の者にも与えなければならぬ、これはぜひとも科目の中に入れなければならぬということ、こういう訓練を考へる場合に最初考えなければならぬ問題の一つだと私は思ふのですが、そういう意味で、この訓練所へ入る資格を、単に、あつと気がついてみたら中学出が少なかった、高校出はめなれば数が足りない、そういうふうな問題に考へるべき問題ではない。内容としても真剣に考へるべき問題だ。しかしそれを考へてくると、いまの文部省の高等教育の問題との関連が出てくる。重複ということにはならぬと思ふすが、関連が出てくる。高等教育でやるべき中心のことを職業訓練のところで行うわけですから、こういう問題が出てくると思ふのですけれども、どういうふうにお考えですか。

○石黒政府委員 非常につづめて申し上げまして失礼いたしました。現在の高等職業訓練の基準というものは、すべて中卒者を前提としてつくっておるわけでございます。高卒者が入るであろうというところは予想しておらなかつた。しかるに今日一割強の高卒者が入ってきておる。これは適切な基準を新たに作りさえすれば、もっともつとふえるであらう。その中卒を対象とした基準がどういうふうな科目を分けておるかとお申しますと、普通学科でございます。これは高校と完全にダブるやつでございます。これは全体の二一％。それから専門学科、これは高校とダブる場合もダブらない場合もある。これが全体の二八％。残り全体の三〇％弱が学科になっておるわけでございます。高卒に対する教育訓練をいたします場合には、普通学科は全部省けるわけでございます。専門学科

は、これは科目によりましてすけれども、半分くらい省ける場合もある。実技につきましては、これはほとんど重複はない。ただ年をとってより能力があれば、少し早く覚えられるかもしれない。そこで、そのダブつておる分をまずカットいたしました。そのほかの分につきましては、より高度の教育を受けた者はより早く覚えるかもしれないということ考へまして、この総訓であれば二年、二年を何カ月にも圧縮できるかというのをいま検討中でございます。しかもこれが、二年が一年に圧縮できれば問題ないですけれども、それは無理なんで、その場合に、一年半というふうな中途はんばな訓練期間でもって一体いいの。会社ではどこでも三月に新しいのをとるわけです。九月ごろに新しい訓練所卒業生を送り出しても一体いいのかという問題もあるわけです。もちろん短大制度がたくさんございますので、高卒訓練基準をつくるのは非常にむずかしい問題がたくさんある。それを検討しながら、ついついおくれまいたわけてございませぬ。しかし、今度法律改正になりまして、どうしても今年中には何とかこの基準を努力中でございます。

○和田委員 その問題をひとつひとつも解決してもらいたいと思ふのですけれども、つまり文部省の考へとして、そのような中学校を出た人に対して、高等教育の幾つかの非常に圧縮した中心の教養科目をそこでやるという問題を、どのようにお考えになりますか。

○大崎説明員 先ほど申し上げました中央教育審議会の答申の中には、普通教育に対する配慮というものを、後期中等教育の段階の配慮の一つとしてあげてございませぬ。私もどなたもいたしまして、その点は留意してまいりませぬ。

○和田委員 その問題と関連してもう一つお伺いしたいのは、五つの訓練のパターンがあるわけですね。これは下級というんですか、養成から向上あるいは能力、五つありますね。これは、た

ちの変わったものがありますけれども、養成、向上というのにはリンクしていきませんか。そういう制度も考へるわけですか。

○石黒政府委員 養成訓練の上に向上訓練のつかるわけでございます。しかしこれは、小学校、中学校、高等学校、大学というふうな、必ずしもつながるわけはございません。しかし将来はできるだけそれに近い系統的なものにいたしたいと考へておるわけでありませぬ。

○和田委員 そういふふうな、下級から上級に連なつていく、このパイプを、学校教育の段階がありますね、これと何らかの課程で結び合わすということはお考えになっておりませぬか。

○石黒政府委員 この点は、実はこういう公の席で申し上げるにはいささかばかりもございませぬ。御質問でございますが、御質問でございます。ある程度まで行きますと非常に高度の教育を必要とする段階が来る。その場合に、現在の学校制度というものは、一ぺん技能界に身を投じた者が大学に入るといふのは非常に狭い。検定という例外的なもの以外はないわけでございます。私も、一ぺん技能界に身を投じて、実務を二年なり三年なり五年なりやつたという者がまた大学に入つて、そこで技能に必要な頭がみがかけるというふうな、有機的な関連というものが学校制度の間にはほしいなと思つておるわけでございます。しかしこれは非常に大きな問題でございます。早急には解決できないと思ひます。さらに研究を積みまして上で文部省とも将来においては御相談したいと思ひます。

○和田委員 それは非常に重要な問題点だと思ふのですけれども、私見でもつけようです。文部省の方は、代表意見でなくともつけようです。どういふふうにお考えですか。

○大崎説明員 まず中学校までは、これは申すまでもなく義務教育でございますから問題ないわけでございます。その次の高等学校段階につきましては、先ほど申し上げましたように、できるだ

け高等学校就学の機会を与えたい。その観点から、現在職業訓練施設その他の技能施設と、高校の定時制、通信制との併修というものを容易にするための措置を講じておりまして、一昨年その範囲を拡大したわけでありませぬ。

それではまいりませぬと、大体技能教育訓練施設で一定の条件のもとに履修しました者でございますれば、高等学校におきまして半分、二分の一の範囲内で高校の教育を履修した者とみなすという形で、連携措置をはかつておるわけでありませぬ。これは労働省の御当局とも御相談申し上げたと思ひます。したがって、高等学校教育段階での連携というものは、現段階ではそのようになっております。また今後あるいは改善すべき点があるかと思ひます。

高等教育段階につきましては、要するに受験資格問題と、それから現実に入学できるかどうかという問題と、両方二つございまして、受験資格の点でございます。現在の通信教育、定時制教育、あるいは大学入学試験、検定試験というふうなものを御活用いただきませぬれば、それと、その連携措置を御活用いただきませぬれば、かなりのところまでは受験資格、いわゆる高校卒の資格を確保できるのではないかとと思ひます。ただ、現実にそれが大学に入学できるかということになりませぬと、率直に申し上げまして私ども職業高校でも同様の悩みを味わつておりまして、現在の入学試験のもとでは、普通科の生徒に比べて困難であるというのが現状でございます。

○和田委員 これは単にいまの問題の関係だけでなく、たとえば厚生省関係だと思ひますが、看護婦さんのような問題がある。十五年も二十年も働いて、実際は医者よりもずっとよく処置できるのに、看護婦さんは学校に行つてない、資格がないために、インテリゲンシアのひよっこ医者という失礼ですけれども、そういう医者のなをしなければならぬ。そういう場合に、看護婦さんにはもっと適当な資格を与えるというふうな道が必要になってくる。

同じような問題が、たは違いますが、実際には中学校を出て、あるいは高校を出て、職場に入ってから苦勞をして労働をするかたから勉強をする。そして十年なり十五年なりしてゐる人なりっぱな一つの技術者、技能者がで上がる。しかし片一方、世間は技術とか、大学を出たとかということだけで、そういう問題を特殊化する。これはもうそろそろ何とか解決しなければならぬ問題点だと思ふのです。したがって、こういう職業訓練の、かなり画期的ないねらいを持つた法案だと思ふのですけれども、こういうものを考える場合には、そういう問題を解決する問題意識を持つべきだと思ふのです。もつとはっきりそれが出てくるべきだと思ふのです。

何か文部省の教育と、一般の職業的な教育訓練とが、言うことをはっきり言っていないという感じがするのです。これはいろいろなことばの中にも、たとえば大学といつていいところを大学校といつてみたり、何々学校といつたらいいところを何々校といつてみたり、そういう問題は、いままのような問題と関係しているんじゃないかと思ふのです。大臣、どうでしょうか。

○原田委員 率直に申し上げて、いまあなたのおっしゃる通りに、日本には各役所のセクシヨナリズムがはなはだ熾烈をきわめております。内部へ入って見ますと、たとえば各工場や企業内において、私どもはこころは予算要求をした。中高年齢層の方が働くのに保育所をやらんらぬ、保育所という名前をやる。これは厚生省のものでございといと一ぺんに向こうは飛んでくる。しようがないから託児所、託児所施設というようにございございを得ない。名前は何でもいいのですが、私どもは同じような名前にしておいたらいと思ふのです。これは厚生省のものでござい。託児所という名前を使うと、これは労働省のやるものでござい。これは厚生省の管轄である、こう一ぺんにくる。どうもその間の調整がつかなくなる。予算要求を、大蔵省にさせておいたら、ややこしいからやめてくれ、学校にしてくれ、——これを大学と

やると、文部省にすれば、大体学校教育というものは文部省の管轄である、労働省なんかあまり出しゃばらぬでもないという感じがなきにしもあらずである、実際は。だから大学、職業訓練大学という、文部省に移管せよという、われわれからいうとそれはいいかいいのです。こういう技術なら技術だけではなくて、そういう職業意識、職業精神及び技能等をやるのに、やはり労働省管轄でやるというところがなかなか精神も入つておるし、実際にいいのです。ほかの官立の大学なんかガバ棒を持って騒いだりするが、職業訓練大学ではそれをやらぬ、非常に違いがある。実際私はそれを視察に行つてきた。そういう点がありますので、残念ながらなかなかいきませんが、私は、だからこういう職業訓練教育は、労働省所管でやるべきであつて、そして労働省、文部省におきましては、たとえば単位は、職業の専訓とか高訓でといったものを高等学校の単位に認めるとか、そういうもうちょっとお互いに寛大な気持ちで両方が、本人の意向が、十分發揮できる、あるいは大学に行く場合には、高校を出ておる者は単位は何ぼ認めるとか、あるいはその他検定試験が通りやすいようにしておいてやるとか等々いろいろあります。そういうふうな振りをなるべく少なくする、そして教育なんというものは、それは厚生省でやる教育、運輸省でもやっております。船員、海技大学校というのも大学校をつけております。海技大学校という文部省がごちゃごちゃ言うから、これも大学校というようにして、運輸省の専属の学校をつくつております。だから、それはいまでも、どちらかという、文部省のほうは粗製乱造型でございますから……(発言する者あり)

ちよつと言い過ぎかな。そういう傾向がございませう。われわれのほうは実質的にそういう職業訓練をじみちに、ほんとうに能率をあげてやる。こういう方針でやっております。(発言する者あり)粗製乱造は取り消しておきます。大いに教育方針でやっております。私のほうはそういう訓練のなじみちな、魂の入つたものを作る、こういう

う違いがあるのですが、これは将来どうして——日本では残念ながら、役所内部に入つてまゐりますと、セクシヨナリズムは顕著なことは言うまでもありません。これはもう各政党、わが党の与党でも、なかなかそこまで手が伸びぬといくらいい実情でございませう。こういう委員会を通してだんだん是正をしていくようにいたしたい、こう思つております。

○和田委員 いまの答弁、非常にりっぱな答弁だと思ひます。いろいろ失言もあつたようだけれども、失言を拡大するような質問はいたしません。よくわかります。今後、そういう問題はひとつ率直に話し合われて、いまの大きく転換していく技術化時代にふさわしい技能労働者をつくり上げていく、あるいは下級、中級、高級の技術者をつくり上げていくということの問題をひとつ運用していただきたい、このことは要望したいと思います。

もう一点御質問したいのは、この職業訓練によつて、労働者の正しい流動化が行なわれる条件ができるという一つのねらいがあるようだけれども、よろしゅうございませうか。

○石黒政府委員 これは広い意味の職業訓練、すなわち職業訓練と技能検定と両方相まらまして、労働力の横断的な相場というものができていくというところは期待いたします。

○和田委員 現在、中学校、高等学校を出て職業へつた人が、一年あるいは二年のうちには、半分ぐらいは転職をするということはよくいわれておりますけれども、この実情はおつかみになつておると思ひますので、もしあらましの資料がありましたら、一年間にどれぐらい移動していき、あるいは一年か二年間にどれぐらい移動していきという数字をお教えいただきたい。

○石黒政府委員 数字の点は、いまちよつと資料を調べますのでお待ちいただきたいと思ひます。一般論で申しますと、職業訓練を受けた人たちは、腕に職がございませうので、かりに転職いたしましたとしても同種の職種に転職する。これは必ずしも悪いことではないわけでありませう、といういい傾向はございませう。ただし、これにつきましても、数字的な資料は実は持つておりませぬ。一般的な新卒の移動状況につきましては、ただいま調べましてから申し上げます。——職業安定局の調査では、各年度を通じて、就職後一年間に二〇%以上の者が離職する。四十年三月卒と四十二年三月卒について見ますと、一年後から二年までの間に一七%以上、さらに四十年三月卒について見ると、二年後から三年までの間に一三%以上が離職している。四十年三月卒については、三年間に合計五二・五%が離職しているというふうな非常に大きな数字になっております。

○和田委員 つまりそのような問題は、現在の最大の問題だと思ふのですけれども、そういうふうな意味からいいますと、自分が職業だと思ふような職業訓練が必要なのわけ。単なる速成の技能訓練ではなくて、やっぱり自分はこのことができるんだ、こういう資格を持つてゐるんだという意味の対策が必要なんですね。そういうふうなことから考えましても、訓練の内容並びに資格の問題は、もつと真剣に考へてみる必要があるのだというふうな思ふのです。

若干長くなりましたけれども、私の質問はこれで終わることになります。ありがとうございます。

○森田委員 大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 新しい産業体制また技術革新に対応して、職業訓練を通じて実力ある技能労働者をつくり出そうという立場から、職業訓練法ができたわけでありませうが、このたび、その職業訓練法の全面的な改正といひますか、その法律が提出されたわけがございませう、私はそれにかんがみまして、福岡県の職業訓練所を何方から見てもいいました。共通して実感したことは、その所長さんあるいは部長さんの熱意というものは想像以上です。いまの労働大臣の情熱そのままです。それは非常にうれしかったのですが、それに反しまして、国の施策というものが冷たいなという感じ

を受けるわけですね。職業訓練法の大改正正につきましては、非常に好ましいという感じを持つわけでございますけれども、若干疑問の点がございまして、その点を時間の許す限りお尋ねしてみたいと思っております。

○大橋(敏)委員 いまのお話では、専修職業訓練校また高等職業訓練校を市町村が設置することができるといふ法律内容に改正されているようにありますけれども、これは労働省のほうからそうした勧告をするのか、それとも市町村の申請を待つのか、その点はどうですか。

○石黒政府委員 これは市町村側の申請を待ちまして、私どもが認可をするという手続でございます。○大橋(敏)委員 とにかくこうしたところは、福岡県のみならず至るところにあるであろうと私は

思うわけですね。内容を見ますと、文部省所管とはいいながら、職業訓練の実態は、一般職業訓練所と何ら変わるところはないわけですね。だからむしろ申請をまつというふうな手ぬるいことではないかと、もっと労働省のほうから徹底すべきではないか。専修訓練校あるいは高等訓練校に設備を改めるべきではないか、このように積極的に指示を与えるべきだ、こう思うのです。同時に、そういう立場をとった場合、文部省との関係はどういうふうになるのか、その点をお尋ねいたします。

○石黒政府委員 文部省所管に相なっておりまして、私、詳細は存じませんが、北九州市立八幡青少年技能者養成所付属の八幡高等理美容学校、この分が各種学校として、文部省所管になってい

○大橋(敏)委員 これは昭和二十五年から認可されておられるわけですね。そして、いまの理容美容学校は、昭和三十一年から付属になっておられるわけですね。もともと職業訓練を主体とした学校であるわけです。

○原国務大臣 御趣旨の点は賛成でございます。大いにそれを奨励し、進めていきたいと思っております。

○大橋(敏)委員 それでは次に移りますが、いま雇用促進事業団が経営しております総合職業訓練所というものがございまして、ここには炭鉱離職者を収容している箇所があるわけでございますが、皆さん御承知のとおり、石炭産業はものすごく衰微しまして、特に九州関係の石炭の山が、なだらかに閉山をするという傾向があるわけですね。したがって、離職者が膨大に出るといふことも予想されますし、いろいろな立場からこの離職者に対しては措置はされておりますものの、職業訓練を受けて転職していくその実態から見まして、非常に好成绩であるわけですね。そういう立場から、私は、炭鉱離職者を何とか職業訓練所に吸収して転職を進めたい、進めるべきではないか、このようにお尋ねしたいと思っております。

○石黒政府委員 御指摘のごとく、炭鉱離職者が他産業に就職する場合には、職業訓練を経て就職されることがきわめて望ましいわけでございます。ただ、家庭の事情その他で、必ずしもすべての方が、炭鉱離職者の職業訓練を受けようという相なっておりませんけれども、四十四年度におきましては都道府県及び雇用促進事業団双方におきまして四千六百六十名の訓練定員を予定しております。大体従来の実績から申しますと、この程度で希望者は十分収容できると考えております。なお、訓練手当等も若干の引き上げをいたしましたので、できるだけ炭鉱離職者が積極的に訓練を受けやすいように配慮したいと思っております。

○大橋(敏)委員 ただ、問題点と思われるのは、入所時期が一年間一回ないし二回というふうな定期的に行なわれているわけですが、炭鉱離職者の場合は、炭鉱がつぶれたときがいわゆる離職になるわけですから、そういう点、非常に問題点ではないか。それを吸収するにあたって、何か臨時的な措置を講じられるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○石黒政府委員 炭鉱に限らず、離職者につきましては来年の四月まで待てないという方がたくさんございまして、そこで、特に炭鉱を中心としたしまして、等差循環方式という、妙な名前を考えたわけでございます。要するに始末入所できるという方式を考えたいわけですが、これは施設並びになかなか指導員の手数の問題から、非常にむずかしいわけでございます。年々二回とか、あるいは三回、四回やっているとあるわけでございます。これを年に六回できると入所できるのは非常にやりやすいわけですが、取りあえずのところは、訓練手当の前に、訓練所に入所できるまでの訓練待期手当というものを出しまして、待ちやすいようにすること、それから二回のところは三回に、三回のところは四回にというところで、できるだけ入所時期をふやすように両面を努力したいと思っております。

○大橋(敏)委員 この総合訓練所に行ったときに、特に感じたことは、専門訓練生については実習負担金というものを月に五百円徴収されておりました。今度の改正案を見ても、「法定職業訓練で求職者に対して行なうものは、無料とする」とあります。私は、この専門訓練生の実習負担金というものは撤廃すべきではないか、こう考えるのですけれども、その点どうですか。この点は労働大臣からも答弁をお願いしたいと思っております。

○石黒政府委員 実習負担金の月五百円につきましては、非常にむずかしい問題でございます。高橋に行けない人がとかく訓練所に来る場合には、コンプレックスを感じる向きがあるようにございまして。そのコンプレックスの解消策はいろいろやっておりますが、一つは無料にする、慈善施設に入れられたような気がするという声もあるわけでございます。そこで、五百円というのはプライド料であるという説もある。ところが、五百円払うのもつらいという家庭もあることも事実でございます。そこで、とりあえずの措置といたしましては、奨学金制度をできるだけ拡充いたしました。五百円はいただけけれども、そのかわりそれ以上

ものを貸しつけるということで実質的な負担がなくなるようにというのを、とりあえず本年度から始めていってほしいです。その五百円の負担金というものがプラスマイナスいかなる差額が出るかということにつきましては、もうしばらく検討させていただきたいと思っております。

○大橋(敏)委員 いまのような御説明で一応は理解できないこともないのですが、やはりとられるよりとられないほうが賛成だという人が、絶対的に多いわけですね。したがって、その一部の声でなくて、やはり多数の声を中心に判断をなさって決定していただきたい。職業訓練の目的から考えましても、あるいは将来の技能労働者の養成の立場からいっても、これはやはり実習負担金などというものは撤廃するほうが至当である、私はこう思うのです。大臣、その点どうですか。

○原田(敏)委員 この撤廃していただきたいという御意見が非常に多ければ、撤廃してもよろしい。なぜかという点、五百円くらいですと、財源的にはどうということはないと思います。いま局長がおっしゃったような点があるのかないのか調査して、撤廃するならばいい。財源的にはたいした金ではないので、撤廃するならばいいと思います。

○大橋(敏)委員 それじゃ、それで了解いたしました。先ほど奨学金の話が出ましたけれども、もう少し具体的にその点を説明願いたいと思っております。

○石黒政府委員 奨学金制度は、従来の訓練大学校及び沖繩からの入所者についてだけございまして。四十四年度から総合訓練所全般に奨学金制度を新設いたします。これはまだ大蔵省と折衝中でございますが、これはまだ大蔵省と折衝中でございます。金額は月千円から二千円くらいの間でございます。現状はそういうところでございます。

○大橋(敏)委員 特に福岡県は、いま言ったように、炭鉱の離職者の家族の子弟が、かなり職業訓練を希望しております。家庭経済が非常に困窮し

ておるわけですね。そういう立場から、奨学金はいままでの範囲をぐっと拡大されまして、一般に適用されるように強力に改正願いたい。強い要望をしておきます。

それから技能検定についてでございますが、現行の技能検定等級区分は、上級熟練工の技能程度を見るためには一級技能検定というのがあるわけですね。また下級熟練工の技能程度を見るためには二級技能検定という、二段階に分かれてきておるわけでありまして。今回の改正で、技能士というのが出てきますね。これとの関係はどういうようになるのでしょうか。

○石黒政府委員 従来、二級検定を受けた人は二級技能士、一級検定を受けた人は一級技能士でございます。今回は、法律上は検定等級を法定いたしませんで、労働省令で等級を定めることになっております。従来の一級、二級の技能士は、規則におきまして今後技能士と称することができることになっております。これからできます等級というものは、今後訓練審議会の議を経るわけでございます。従来は二級、一級に準ずる者が大半生き残るわけでございます。そのほかに、たとえばマイスター検定とかテクニシャン検定とか、技術革新に伴う熟練段階に属するいろいろなランクの検定をいたしたいと思っております。それにはたとえばマイスター技能士とか——これは全く仮定の問題でございますが、そういういろいろな名前前の技能士ができるというふうには御了解いただきたいと思っております。

○大橋(敏)委員 現在の検定職種の立て方というものは、業種別に、また企業規模別に、現場作業の実態等を考慮して定められている。その結果、職種によつては、大企業と中小企業におけるその作業内容との折衷的な内容をもって職種立てとしてある、こういうふうには私には聞いておるわけですね。ここに問題点があると思うのですが、つまり、合格者の処遇等の改善についていつも問題になるのは、この点だということをお聞きしておりますけれども、こういう点はどういうふうに改善なさるわけ

でしょうか。

○石黒政府委員 おっしゃる点は、技能検定の種別は、これは別に規模別に分けておるわけじゃないかと思いますが、一つの職種をとりましても、その中身が、大企業と中小企業とでは、ふだんやっている仕事が非常に違うという点がしばしばございまして。この場合は、中小企業の代表者、大企業の代表者、両方にお集まりいただきまして、ともかく一つの職種にいろいろな試験があつては、よくないかと思つておるわけですね。折衷的な試験問題になるといふことも、現実問題としてどうも残る問題じゃないかと思つておるわけですね。

ただ、基本的な問題といたしまして、現在までに行なひました技能検定の職種は六十九職種でございます。ところが、技能的職種を全部検定の対象にするといふと、二百ないし三百職種はどうしてもほしい。そこで検定協会なんかもつくりまして、急速に検定が拡大できるような体制を整えたわけでございます。二、三百職種が検定の対象になりました場合には、先ほど申し上げましたような規模別の矛盾というものもある程度解消できるのじゃないかと考えておるわけでございます。

○大橋(敏)委員 それでは、指導的技術及び職業訓練修了時の技能について検定実施の要望の音が強いということをよく聞かれますが、この点について今回の法改正ではどのように改められるのでしょうか。

○石黒政府委員 職業訓練修了時の検定につきましては、これは二年ないし三年の訓練を終わつた人について、一者に国家検定をすべしということはやや無理でございますが、それに準ずる措置といつたしまして、高等訓練課程を終わった者は、国の定めた基準に従つた照査を行なつて、それで照査にパスした者は技能士補というわけで、まあ一種の準国家検定のような形をとるということで、訓練修了時の問題は一応今回解決したと思つておるわけですね。それから、指導的技術の検定という問題は、一

ころ技能長というふうなことも考えましたが、これもなかなか無理がございまして、この構想はやめまして、いましばらく時間をかけて、先ほど申し上げましたようなテクニシャンとかマイスターとか、あるいは職種によりましては下級熟練工、上級熟練工、その上に超上級熟練工というのもございまして。いろいろな種類がございまして、その職種も実情に応じた上級検定を逐次設けるようにしたい。一律に技能長という考え方は、やめたわけでございます。

○大橋(敏)委員 いま、技能照査に合格すれば、技能士補というのが今度できると言いましたね。その技能士補というのは、高等訓練校も専修訓練校も両方ともに設けられるものでしょうか。それとも何か別にありますか。

○石黒政府委員 技能士補は、高等訓練課程修了者に限つております。専修課程ではそこまでまゐりません。

○大橋(敏)委員 それでは、立場は変わりますけれども、わが国の技能労働者が非常に不足している、はなはだしいということですが、技術革新の進展に伴つて、この不足はさらに深刻化して行くであろう、こういうことで、たいへん心配されているわけでございますが、この一番の原因は一体何でしょうか、どこに問題があるのでしょうか。

○石黒政府委員 一番の原因というふうには申されませんが、これは労働力不足というものは、不可避的に深刻化する、その一つの過程として、技能労働力もまた不足していくというふうには申し上げざるを得ないと思つておるわけですね。ただ、その一般問題だけじゃなくて、特に技能労働者が不足する点という点につきましては、実はここ数年の労働者のふえ方は、年率三%ふえておりますが、技能労働者は四%ふえておるわけでございます。したがって、一般労働者よりはよけいふえておるわけですが、それでもなおお困りなさい。これはやはり急速な設備投資、技術革新の問題、それから第二は職業訓練がずいぶん拡充いたしましたけれども、まだ非常に拡充のしか

たがおそれということ、それから第三には技能者に対する待遇、賃金その他の労働条件面におきまして、まだ十分でない点があるので、ホワイトカラーのほうを優先するとうような、いろいろな原因があるのじやなからうかと考えております。

○大橋(敏)委員 ちよつとダブるかもしれませんが、その技能労働者のいわゆる社会的評価といいますが、それと、その処遇を受けられるような何らかの措置、これをあらためてお聞きしたいと思ひます。

○原田務大臣 御説ごもつともございまして、この技能労働力の不足ということは、いま日本の切実な問題でございます。その一つの原因は、いま局長からも御答弁申し上げましたが、どうも学歴偏重、ホワイトカラー偏重の弊風が日本にはかなり充満いたしております。なお、官尊民卑の弊風もかなり行き渡っております。それで私も労働省としてその対策を講じようと思ひまして、過般も中央雇用対策協議会、これは経営者の代表が集まっております、そこにおきまして、いま申し上げたように技能労働者をもっと尊重するように、処遇も改善するように、わけても、いわゆるその学歴偏重の結果、大学を出ていない技能者は、たとえは工場長にしないとか、重役にしないとかいうような人事管理方式を改めて、人材登用の低い天井を打破して、青天井人事管理方式をやるべしということを盛んに強調いたしました。その雇用対策協議会においては、趣旨は大賛成であるし、現に日本の若干の、ソニーとかナショナルとかいうところでもそれをもつておられるところもあるし、現に実行しようとしておられるところもある、これからそういうふうにする考えであるからという非常にと力強い答弁もございました。で、私も労働省といたしましては、そういうブルーカラーをもっと尊重するように、人材登用についてもこれを大いに重要視するように、これはやはりもっと労働省が中心になってPRをして、世間に知らすことが大事だと思ひますが、幸いにマスコミがこれを取り上げてくれまして、かなり宣伝がま進行中

でございますので、一回や二回では効果がありませんが、だんだん蒸し返し繰り返し、こういう精神、こういう心がけを進めていきたい、こう思っております。そうすることがまた若年の技術者などがやはり自信を持って働くことができるようになるのである、こういうことをだんだん進めていきたいと思っております。

○大橋(敏)委員 いま大臣がおっしゃるとおり、技能労働者の不足の一番大きな原因は、やはり社会全般に学歴偏重といいますが、一般事務労働者に比べて、技能軽視の風潮が強いということですね。この技能労働者の処遇、あるいは身分等が非常に差がある。いま大臣がおっしゃるとおりだと思ひます。ここに強力なご入力をしないと、ほんとうの意味の改善にならない、対策にならないと私は思ひます。

そこで、技能検定協会というのが今度うたわれております。その技能検定協会について、ごく簡単にいいですから説明願ひたいと思ひます。

○石黒政府委員 技能検定は先ほど申し上げましたように、数百職種に拡充したい。そのためには役人の力だけではどうも不可能でございますので、民間の力を積極的に動員したい。そのために、民間の技能検定に熱意を有せられる方々の組織というものをつくりまして、民間の力を借りて技能検定の飛躍的向上、拡充をはかるといふのが技能検定協会の趣旨でございます。

○大橋(敏)委員 法案を見ますと、中央に一つと各都道府県に技能検定協会というものが設置される、これは予算化されているのですか。どういふような予算案が盛り込まれているのですか。

○石黒政府委員 技能検定に対する補助金、その中に、現在でも補助金があるわけでございます。その中に、検定協会に対する補助として支出できる費目が組み入れられております。

○大橋(敏)委員 金額はわかりませんか。

○石黒政府委員 本年は初年度でございますので、半年予算で一億五千五百万円でございます。

○大橋(敏)委員 それでは次の問題に移ります

が、事業内訓練というのが従来ありましたですね。今回の法改正によつてこの事業内訓練というのがどのような見方になるのか、これを御説明願ひたいと思ひます。

○石黒政府委員 従来の事業内職業訓練というのは、事業主だけがやっておりましたが、今回は公益法人、労働組合等が行なうもの、全部ひっくるめまして認定職業訓練ということにいたしました。二十四条以下にその規定がございます。

○大橋(敏)委員 そうしますと、従来の事業内職業訓練も認定されれば、とにかく労働省所管のものに一本化されるということですね。

○石黒政府委員 従来の認定を受けております事業内職業訓練は、当然認定を受けたものと見なしまして、新法の認定職業訓練に相なるわけでありませぬ。

○大橋(敏)委員 いままで事業内職業訓練所からの陳情でございますけれども、いままで事業内訓練を終了して、卒業していった人に対しては、資格付与の措置をさかのぼってやっておくというふうな声があるのですが、それについてはどのようなお考えでしょうか。

○石黒政府委員 終了者が技能検定を受けます場合には、実務経験の短縮、試験免除等の若干の恩典がございます。これは従来もあるわけで、今後とも変わりございません。

それから、各種の職種資格認定につきまして、国家試験等を要する職種につきまして、一部または全部の試験免除という制度がございます。これは先ほど御質問にお答えいたしました。約十職種について行なわれております。これについてはそのつどでございます。ものごとの種類によりまして適及を認める場合と認めない場合とあるわけでございます。必ず適及いたしますというお約束もいたしかねますけれども、適及する場合もしばしばあります。

それから、過去、職業訓練校を終了して照査に合格した者に技能士補の名称を与える。これは照査を行なわなければなりませんので、照査を受けなかつた人には技能士補の名称はいかないということ、これは適及は少しむずかしいのじやないかと思ひます。

○大橋(敏)委員 陳情書には、せつかく努力して卒業するの何らの資格、恩典も待遇もありません。ぜひ早急に、第一回卒業生にさかのぼって資格を与えるようにしていただきたい、こういう陳情なんです。具体的に、一、二の例でいいのですが、こういう場合はさかのぼってやれる、こういうように説明願ひたいのですが。

○石黒政府委員 先ほど御質問がございましたように、電工または電炉工訓練を終了した者については、電気工事士の試験の全部を免除するといふようなことがございます。こういったものが十職種にわたつてございます。こういった場合につきましては、おおむね、過去に訓練を終了した者につきましても、新たにそういうことが認められればこれは認められることになつて思ひます。しかし、その中には、終了時試験に合格すればというふうな条件がついておる、といつたします。この試験のやり方というものが、当該所管省との相談づくで定められるので、その前は入らないというふうな出でくるわけでありませぬ。これはそのつどきめていかなければならないことだらうかと存じます。原則的には昔の人にもできるだけ恩典を与えたい気持ちは、私も全く同じでございます。

○大橋(敏)委員 二級技能検定受験について、同じく陳情があつておられるわけでございますが、従来は法的経験年数、訓練期間三年、それから経験二年、計五年が受験資格であった。この法的経験年数を撤廃して、訓練生に対していつでも受験できるようにしてほしいのだが、こういう陳情なんですけれども、この点はどうか考えられますか。

○石黒政府委員 これはやはり訓練所を出ただけで一人前の熟練工というのは、原則として非常に無理でございます。非常に天才的な人がいれば別でございますけれども、一般論といたしまして

は、法的経験年数というものがどうしても必要であるかと思ひます。ただ、これが一律がよろしいのか、職種によつては訓練年数の長短があつてよろしいのかという問題につきましては、研究の余地があると思ひます。一律に全部撤廃するのは、この際ちょっと無理だらうと思ひます。

○大橋(敏)委員 いずれにしても、中小企業の技能労働者不足が特に問題になつておるわけですが、中小企業の経営基盤というものが非常に薄弱であります。したがひまして、これは中小企業の職業訓練に対しては、投資も困難な場合が多いわけでありまして、中小企業みずから行なうこのような事業内職業訓練といふか、こういうものに対しては、特別の推進をしていく措置を講じていただきたい、このように思ひます。けれども、今度の法改正では、認可さえとればというようなことでもございませうけれども、特別に措置をなさるのかどうかといふことについてお尋ねいたします。

○石黒政府委員 今度の法律改正で、認定職業訓練が今後とも認可によつて行ない得ることは申し上げたとおりでございますが、そのほかに、職業訓練法人という制度を設けております。これは中小企業の共同訓練をする方々に、その訓練主体に法人格を与えるというのが主たるねらいでございます。この法人格をおとりになりました場合には、財産保全その他に非常に便利であるのみならず、わずかでございませうけれども、若干の免税措置もつきまします。

それからそのほかに中小企業の共同職業訓練につきましましては、従来から補助金が出ております。本年度、これは従来の三千二百円を六千四百円、わずかでございませうが、倍増をいたしました。それから融資につきましても、従来の三億七千万円を四億円、これもわずかでございませうが、融資額も拡大をいたしました。

そのほか、今後ともあの手この手、あらゆる手を考えまして、中小企業が訓練をいたしやすいうちに努力をいたしたいと思つております。

昭和四十四年五月十六日印刷

昭和四十四年五月十七日発行

○大橋(敏)委員 それではもう一つの陳情でございますが、三十五時間制の廃止がいまいわれていゝるのでございませう。たとえば、従来は十五年間の実務経験を持った者は、三十五時間の訓練を受ければ指導員の資格が得られた。これが昭和四十五年の六月以降は廃止になるというのを聞いていますのでございませう、その理由を御説明願ひたいと思ひます。

○石黒政府委員 長期の実務経験者にいゝゆる三十五時間講習といふことで指導員の資格を与えましたのは、訓練法施行直後の指導員不足に対応するための経過的な措置でございまして、いかに長期の実務経験がありましても、率直に申しまして三十五時間、すなわち一週間程度の講習で、りっぱな指導員がでるというのには少し無理があると思ひます。経過措置といひましては、来年六月で御指摘のごとく切れるわけでございます。それを全廃してしまふか、あるいは形を変えて何らかの方法を考えるかといふ点につきましては、これは中央職業訓練審議会とも十分御相談をいたしまして、何らかの方法を考えたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 いまの三十五時間講習制は全廃といふことは、私はやはり問題があるかと思ひます。いまお話がありましたように、何らかの形でこれは残していくべきだと思ひますが、労働大臣はこの点についてはどうお考えでしょうか。

○原国務大臣 いま打ち合わせしましたところが、まず審議会の意見を求めます。それから、どういふ審議会の意見が出るかでございますが、なかなかむずかしい問題でございまして、御意見はよくわかりましたので、なお審議会の答申を待つて検討してきめたいと思つております。

○大橋(敏)委員 経過措置として従来この制度がとられてきたわけでございますが、だからといって全廃といふことは、先ほども言うように問題であるかと思ひます。むずかしい内容であることは予想はつくわけでございますが、近代的な産業、生産体制に即応する優秀な職業訓練指導員をいゝる立場から見た場合、技術だけではだめだといふことだらうと思ひます。やはり問題点としては、そうした長い実務経験を持った人に対して、学料の立場からものとテコ入れをして、そういう方々がいままでどおり簡単に、という言ひ方は問題であるかと思ひますけれども、指導員になれるような道を講じてもらいたいと思ひます。この点について、審議会の検討を待つてはななくて、もつと積極的にか、こうあるべきでないかという方向を示唆すべきではないかと思ひます。その点についてもう一回御答弁願ひます。

○石黒政府委員 現在の三十五時間講習の講習しつぱなしという制度には、なかなか問題が多うございませう。これは先生もよく御承知だらうと思ひます。しかし、何らかの試験をやつて指導員になるというこの道は、ふさぐつもりはございませぬ。実情を十分勘案したいと思ひます。

○大橋(敏)委員 もう一つの問題点ですが、現在家具工科と建具工科が一緒になつて訓練されていゝるようございませう。そこで、それを総合した名称としまして、木工科といふのをつくつてほしいといふ要望なんです、この点についてはどうですか。

○石黒政府委員 たいへん申しわけございませぬが、私、家具と建具について、訓練内容がどういふふうになつて、統合が可能であるかどうか、ちよつといまお答え申し上げるだけの勉強をしておりませぬので、御趣旨も十分勘案いたしまして、さらに研究させていただきますと思ひます。

○大橋(敏)委員 これは事業内訓練所からの強い要望でございませうので、しっかりと研究してもらつて一本にしたいでございます、こう思ひます。

それから先ほどの質問にさかのぼりますけれども、総合訓練所を見たときに、職種別に教室が設けられておりました。けれども、クラスは職種よりうんと多いわけですね。八職種に対して二十二クラスありました。非常に不合理な点があるかといふことで、職種別ではなくてクラス別に教室がほしい、こういう強い要望があつたのですが、この点についてはどうなのお考えをお持ちでしょうか。

○石黒政府委員 御指摘のごとく、総合訓練所でありましても、施設が基準に合致しない場合がございませう。これはたいへん遺憾なことでもございませう。年次計画を立てまして、その解消につとめております。御指摘のは、特にひどい例であるかかと存じますけれども、できるだけ早くそういう状態が解消いたしますように努力いたします。

○大橋(敏)委員 それでは、最後に労働大臣の総合的な所感を伺つて終わりたいと思ひます。

○原国務大臣 さいぜんからの御意見、十分拝聴いたしました。やはり技能労働者不足、わけても若年技能労働力の不足を来たしてまいりますので、これらを大いに補う意味において、積極的に職業訓練を増強いたしまして、このただいま提案しております訓練法を通していただいで、職業訓練万般の施策を今後積極的にやつて御期待に沿ひたいと思つております。

○大橋(敏)委員 終わります。

○森田委員長 次回は明七日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

社会労働委員会議録第六号中正誤	
へん 段 行	誤
六二 三	心 境
六二 三	心 境
	正

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局